

令和7年度

整備主任者研修 法令研修

【北海道運輸局 地域教材】



目 次

「整備主任者」について	1
-------------	---

特定整備事業処分関係

1. 自動車特定整備事業者の処分事例（全国）	3
2. 自動車特定整備事業者の処分事例（北海道）	4

審査事務規程関係

3. 審査事務規程 第57次～第63次改正の概要について	5
（（独）自動車技術総合機構北海道検査部 資料）	

法令・通達改正、プレスリリース関係

4. 自動車のヘッドライトのオートレベリングの装備を拡大します！ （令和6年9月20日 国土交通省）	51
5. 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！ （令和6年10月1日 国土交通省）	54
6. 車検前の適切な点検・整備へのご協力をお願いします！！ （令和6年10月4日 北海道運輸局）	63
7. 「フルフラット座席を備えるバスの安全性に関するガイドライン」の公表 （抜粋） （令和6年11月19日 国土交通省）	65
8. 保安基準に適合した電動キックボード等を購入・使用しましょう！ （令和6年12月24日 国土交通省）	67
9. 令和6年度補正予算スキャンツール補助事業を開始します！（抜粋） （令和7年3月24日 国土交通省）	69
10. ペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載を義務づけます！ （令和7年6月17日 国土交通省）	72

11. これからも自動車を安心・安全に使用できる社会に向けて ～時代に合わせた整備事業規制のアップデート～ (令和7年7月8日 国土交通省)	74
--	-----------

参考資料等

12. 一般社団法人日本損害保険協会 北海道支部からのお願い	81
13. 点検又は整備料金に関する遵守事項について	85
14. 北海道運輸局資料	86
・『OBD検査』『OBD確認』『OBD点検』の違いは？	
・車台番号、原動機型式の腐食防止をお願いします！	
・継続検査では「自動車検査証記録事項」は、令和7(2025)年12月末を もって窓口での配布を終了します	
・事業用貨物自動車に関する適正な車体表示について	
・不正改造車排除運動リーフレット	
・管内整備事業の現況（統計情報）	
・自動車の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表	
・問い合わせ先	

「整備主任者」について

道路運送車両法には、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場において特定整備を行う場合、特定整備に係わる部分を保安基準に適合させるようにしなければならない旨が、自動車特定整備事業者の義務として規定されており、道路運送車両法施行規則には自動車特定整備事業者の遵守事項が規定されています。そのため、特定整備と特定整備記録簿の記載に関する次の事項について、整備主任者が統括管理を行います。

- ① 特定整備の作業管理に関する業務
- ② 特定整備後のできばえ確認業務
- ③ 特定整備記録簿の記載及び保存に関する業務

※①～③に係るもののみ抜粋

遵守事項のうち整備主任者に関する事項	
● 整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか。	適・否
● 特定整備記録簿（写）は使用者に適切に交付されているか。	適・否
● 特定整備記録簿は、2年間保存されているか。	適・否
● 特定整備記録簿の様式は適切に選択されているか。	適・否
● 特定整備（点検・整備）の概要欄は確実に記載されているか。	適・否
● 特定整備記録簿は確実に記載されているか。	適・否
<input type="checkbox"/> 登録番号等、 <input type="checkbox"/> 特定整備完了年月日、 <input type="checkbox"/> 依頼者の氏名、住所、 <input type="checkbox"/> 総走行距離 <input type="checkbox"/> 整備主任者の氏名、 <input type="checkbox"/> 特定整備事業者名、住所、認証番号	
● 認証工具等、認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか	適・否
● 特定整備の作業管理に関する業務（事故防止の教育、作業管理等）	適・否
● 特定整備後のできばえ確認業務	適・否

道路運送車両法施行規則

（自動車特定整備事業者の遵守事項）

第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。
 - イ 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が五人以下である場合
 - ロ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合
- 二 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
- 三 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。
- 四 道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。
- 五 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、法第五十七条の二第一項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。
- 六 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講ずること。

六の二 エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充填されているフロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二条第一項に規定するフロン類をいう。）を大気中に放出しないこと。

六の三 検査整備用電子情報処理組織（車載式故障診断装置の診断の結果を活用して自動車が道路運送車両の保安基準に定める基準に適合するかどうかの確認を行うため、機構の使用に係る電子計算機と自動車特定整備事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次号において同じ。）を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織の安全性を確保するために必要な措置を講ずること。

六の四 検査整備用電子情報処理組織を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織を使用して機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録するときは、正確な情報を記録すること。

七 事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次のイからハまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハまでに定める者のうち少なくとも一人に特定整備及び法第九十一条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む）。ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。

イ 分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。） 一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ロ 電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。） 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場 一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

八 整備主任者であつて次に掲げるものに運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修を受けさせること。

イ 整備主任者として新たに届け出た者

ロ 最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者

九 事業場以外の場所において特定整備を行う場合にあつては、当該特定整備の適切な実施のために必要なものとして国土交通大臣が定める要件を満たすこと。

十 他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。

2 自動車特定整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車特定整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあつた日から十五日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

一 届出者の氏名又は名称及び住所

二 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地

三 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日

3 前項の届出書には、同項第三号の者が一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定（第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場にあつては、一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に限る。）に合格したこと又は電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したこと（前項第三号の者が第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場の統括管理業務を行う場合に限る。）を証する書面を添付しなければならない。

自動車特定整備事業者の処分事例（全国）

事例1 自動車特定整備事業の停止（20日間）

【違反の概要】

当該事業者から、当該事業場でタイロッドの交換を実施した車両が走行中にハンドル操作ができなくなり車両右側をガードレールに接触させる事故が発生、社内調査をしたところ、整備要領書に基づく適切な作業が実施できていなかったと自主申告があったもの。特別監査の結果、自主申告どおりの違反を確認した。

【主な違反事項】

《 自動車特定整備事業関係 》

- (1) 特定整備作業に重大な瑕疵があった（事故を惹起）
- (2) 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備

事例2 自動車特定整備事業の停止（20日間）

【違反の概要】

自動車整備振興会より当該事業場の整備主任者について、自動車整備士の技能検定合格証書番号が同一で別の人物が整備主任者に選任されているのではないかとの情報が運輸支局にあり、確認したところ、整備主任者変更届出に添付している合格証書の写しに疑義があったため、特別監査を実施した。

代表者に聞き取りを行ったところ、当該事業場は、新規認証時からは適正に整備主任者を選任していたが、整備主任者が退職し、次に整備主任者に選任する者が居なかったため、合格証書を偽造し、支局へ虚偽の整備主任者変更届出を提出したことを確認した。

その他、整備主任者がいない、特定整備記録簿を備え付けていない、従業員が認証基準の要件を満たしていない、整備料金表の掲示をせず概算見積書の未交付の事実があった。

【主な違反事項】

《 自動車特定整備事業関係 》

- (1) 特定整備記録簿を備え付けていない。
- (2) 従業員が認証基準の要件を満たしていない。
- (3) 料金表を掲示せず。
- (4) 概算見積書の未交付。
- (5) 整備主任者がいない。
- (6) 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備。
- (7) 虚偽の変更届出。

自動車特定整備事業者の処分事例（北海道）

事例1 自動車特定整備事業の取消

【違反の概要】

運輸支局にペーパー車検の疑いがある整備工場の情報が寄せられたため管轄の警察署に相談したところ、事件として扱うことになり捜査が開始された。

代表取締役と事業場管理責任者が有印公文書偽造及び行使、電子計算機使用詐欺、道路運送車両法違反の容疑で逮捕され、その後保釈されたため事業場へ特別監査を実施。オートバイ6台、ポートトレーラ2台の計8台に対しペーパー車検にて車検更新したことが判明し、その他に、一部の輸入車は速度計の検査を行っていなかったことや、一部の中古車販売業者等から請け負った車検について、点検整備を全て行っていなかったこと、指定整備記録簿の虚偽記載や保存義務違反の法令違反が確認された。

【主な違反事項】

《 自動車特定整備事業関係 》

- (1) ペーパー車検で車検手続をしたこと

事例2 自動車特定整備事業の停止（10日間）

【違反の概要】

事業者より北海道運輸局ヘリース会社に対して不正な請求があったとの報告があった。

この報告を基に特別監査を実施した結果、点検整備料金の過剰請求、指定整備記録簿の記載漏れ・記載誤りが確認された。

【主な違反事項】

《 自動車特定整備事業関係 》

- (1) 点検整備料金の過剰請求

事例3 自動車特定整備事業の停止（10日間）

【違反の概要】

当該事業場において車検整備を行った一部の車両で、指定（特定）整備記録簿には部品交換したことが記載されていたが、整備主任者は実際に当該作業を実施しておらず、受付担当及び自動車検査員はこの事実を知らずに当該作業の工賃及び部品代を請求していた。このことについて自主申告があったことから、特別監査を実施し違反の事実を確認した。

【主な違反事項】

《 自動車特定整備事業関係 》

- (1) 特定整備記録簿の虚偽記載
- (2) 点検整備料金の過剰請求
- (3) 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備

(独) 自動車技術総合機構審査事務規程の第57次～第63次改正の概要について

○第57次改正（令和6年6月27日付け）

- ✓ ブレーキテストを用いた制動装置検査（駐車ブレーキ計測）について、駐車ブレーキを備える車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、その状態で必要な制動力の総和を有しているものとみなすことを規定
- ✓ 平成10年9月1日以降に製作された自動車については、ヘッドライトテストを用いた前照灯検査においてロービームを計測し、夜間に前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有することや照射光線が他の交通を妨げないことを検査しているところだが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するための計測方法を変更し、対象車及び判定エリアを追加

○第58次改正（令和6年7月25日付け）

- ✓ 指定自動車等の認証関係の改正

○第59次改正（令和6年9月20日付け）

- ✓ 事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、これまでの乗用車等の小型車に加え、大型車（乗車定員10人以上の乗用車及び車両総重量3.5tを超える貨物車）についても、協定規則第169号（大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則）の要件を満たすものを備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定
- ✓ 乗車定員10人以上の乗用車に座席一体型の年少者用補助乗車装置（チャイルドシート）を備える場合には、協定規則第170号（バスの座席一体型年少者用補助乗車装置に係る協定規則）の要件を満たさなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定

✓ 自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、ライフタイム・瞬時における燃費値、バッテリー劣化度等の記録・読出しをすることができる「車載式燃料・電力消費等測定装置」を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定

✓ その他灯火に対象灯火の追加

○第60次改正（令和6年10月31日付け）

✓ 指定自動車等の認証関係の改正

○第61次改正（令和6年12月26日付け）

✓ 自動車の後退時に発生する事故を防止するために、乗車定員が10人以上かつ車両総重量が3.5トンを超える乗用自動車や車両総重量が3.5トンを超える貨物自動車について、自動車が後退することを歩行者等に通報する装置としてUN R165「車両後退通報装置に係る協定規則」に規定する車両後退通報装置（バックアラーム）の装備が義務付けられることに伴い、審査方法等を規定

○第62次改正（令和7年1月30日付け）

✓ 指定自動車等の認証関係の改正

○第63次改正（令和7年3月13日付け）

✓ 令和7年4月1日から、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日が、自動車検査証の有効期間満了日の2か月前になることに伴い、ガス容器等再試験結果証明書の有効期限について、ガス容器等再試験を実施した日の1年2か月後の日に変更

✓ 新規検査等における書面審査関係の別添2 新規検査等書面審査要領について、構成を見直し新規検査等届出書及び添付資料の記載方法等について更なる明確化を行い、自動車技術総合機構オンライン届出システムの運用開始に向けて、当該システムを活用して提出された届出書等の取扱いを規定

✓ 並行輸入自動車にかかる事前書面審査関係 [別添3] において同一構造の二輪自動車であって一定の要件を満たすものについては、複数台数をまとめて地方検査部又は沖縄事務所に届出することを可能とし、その取扱い及び必要な様式を規定

ブレーキテストを用いた制動装置検査(駐車ブレーキ計測)について、駐車ブレーキを備える車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、その状態で必要な制動力の総和を有しているものとみなすことを規定

第9章 テスタ等による機能維持確認

9-3 制動装置の性能及び制動能力(ブレーキ・テスト)

(1) 次表に掲げる自動車に備える制動装置は、ブレーキ・テストを用いて計測した制動力が、最高速度が80km/h未満であって車両総重量が車両重量の1.25倍以下の自動車については②及び④、被牽引自動車については③から⑤まで、これら以外の自動車については①及び④に掲げる基準に適合しなければならない。

④ 主制動装置を除く制動装置(主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統)

ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が1.96N/kg以上であり、かつ、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、液圧、空気圧又は電気的作用を利用していないこと。この場合において、次の(ア)又は(イ)に該当する場合に「1.96N/kg以上」とみなす。

(ア) ブレーキ・テストのローラ上で当該装置を備える車軸の全ての車輪(推進軸制動の場合には推進軸)がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合

(イ) 次に掲げる被牽引自動車であって路上で当該装置を備える車軸の全ての車輪がロックする場合

(a) 主制動装置を省略している車両総重量750kg以下の被牽引自動車

(b) 慣性制動装置による主制動装置を備える車両総重量3.5t以下の被牽引自動車

イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の20%以上であり、かつ、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、液圧、空気圧又は電気的作用を利用していないこと。この場合において、次の(ア)又は(イ)に該当する場合には、「20%以上」とみなす。

(ア) ブレーキ・テストのローラ上で当該装置を備える車軸の全ての車輪(推進軸制動の場合には推進軸)がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合

(イ) 次に掲げる被牽引自動車であって路上で当該装置を備える車軸の全ての車輪がロックする場合

平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された自動車については、ヘッドライトテストを用いた前照灯検査においてロービームを計測し、夜間に前方 40m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有することや照射光線が他の交通を妨げないことを検査しているところだが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するための計測方法を変更し、対象車及び判定エリアを追加

第 9 章 テスタ等による機能維持確認

9-8 前照灯の明るさ及び主光軸の向き（前照灯試験機）

（保安基準第 32 条第 2, 5, 8 項、細目告示第 42 条第 2, 3, 6, 8 項、第 120 条第 2, 3, 6, 9, 11 項、第 198 条第 2, 3, 6, 9, 11 項関係）

- (1) 自動車に備える前照灯は、灯光の明るさ等に関し、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。この場合において、(2) に規定する自動車の状態で前照灯を計測したときに、(3) に規定する要件を満たし、かつ、前照灯のレンズ面に、損傷、著しい汚損、緩み、がたがないものは、これらの基準に適合するものとする。

① 走行用前照灯及びすれ違い用前照灯

対象	・自動車
除外	・最高速度 20km/h 未満の自動車 ・被牽引自動車 ・7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車

ア 走行用前照灯は、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

イ 走行用前照灯の最高光度の合計は、430,000cd を超えないこと。

ウ 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあつては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。

エ すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

② 配光可変型前照灯

対象	・ 自動車
除外	・ 最高速度 20km/h 未満の自動車 ・ 被牽引自動車 ・ 7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車

- ア 走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯は、夜間に走行用ビームを照射したときに、当該自動車の前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。
- イ 走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯は、走行用ビームを発する際に照射する灯火ユニットの総最大光度が 430,000cd を超えていないこと。
- ウ 走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯は、走行用ビームが自動車の進行方向を正射するものであること。
- エ 配光可変型前照灯のすれ違い用ビームは、他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間にそれを発する灯火ユニットの全てを同時に照射させたときに、当該自動車の前方 40m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

【適用関係の整理】

- ◇昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、「100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、50m）」とあるのは「50m（軽自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車に備えるものにあつては、15m）」と、「40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、15m）」とあるのは「15m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。ただし、軽自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車に備えるものでその光源が 25W 以下のものにあつては、減光し又は照射方向を下向きに変換することができる構造でなくともよい。」とそれぞれ読み替えることができる。
- ◇昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、「40m」とあるのは「30m」と読み替えることができる。
- ◇昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車については、「最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、50m」とあるのは「大型特殊自動車に備えるものにあつては、50m」と読み替えることができる。

(2) 自動車の状態は、次の①から⑥までの状態とする。

- ① 直進姿勢
- ② 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあつては、標準状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態
- ③ 原動機が作動している状態
- ④ 前照灯試験機の受光部と計測する前照灯（配光可変型前照灯の場合は灯火ユニット）を正対させた状態

⑤ 前照灯の計測に影響する灯火器が点灯している場合には、その灯火器の照明部を遮蔽した状態

⑥ 配光可変型前照灯を備えた自動車にあっては、配光可変型前照灯の中立状態と自動作動状態との切替機構を中立とした状態

(3) 自動車の種類に応じた計測区分及び計測値の判定は次のとおりとする。

① 「走行用前照灯」の計測

対象	<ul style="list-style-type: none">平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された二輪自動車令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された側車付二輪自動車最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの
除外	<ul style="list-style-type: none">②又は③の計測をする自動車7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された軽自動車昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車

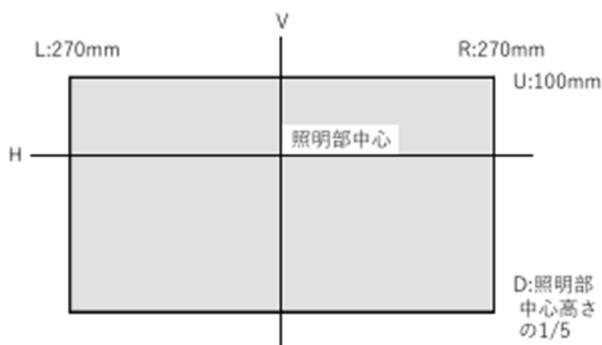
注 1：設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間、「令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された二輪自動車」とあるのは「二輪自動車」と、「令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された側車付二輪自動車」とあるのは「側車付二輪自動車」とそれぞれ読み替える。

[計測値の判定]

走行用前照灯（走行用前照灯が同時に 4 個点灯する構造のものにあっては主走行用ビーム）を計測したとき、最高光度点の位置及び最高光度点における光度は、前方 10m の位置において、次表に掲げる範囲内かつ光度以上であること。

自動車の種類	最高光度点の位置	最高光度点における光度
下段以外の自動車	<p>「走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲内、かつ、「走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 270mm の平面に挟まれた範囲内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・すれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のもの（走行用前照灯が同時に 4 個点灯する構造のものを除く。）は、1 灯につき 15,000cd 以上 ・すれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のもの（走行用前照灯が同時に 4 個点灯する構造のものを除く。）は、1 灯につき 12,000cd 以上 （12,000cd に満たない場合にあっては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が 15,000cd 以上） ・走行用前照灯が同時に 4 個点灯する構造のものは、主走行用ビーム 1 灯につき 12,000cd 以上（12,000cd に満たない場合にあっては、他の走行用前照灯との光度の和が 15,000cd 以上）
<ul style="list-style-type: none"> ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車 で地方運輸局長の指定するもの ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車 ・昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された大型特殊自動車 	<p>「走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲内、かつ、「走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 270mm の平面に挟まれた範囲内</p>	1 灯につき 10,000cd 以上

〈参考図〉 判定エリア



② エルボ一点又はカットオフラインの位置による「すれ違い用前照灯」又は「配光可変型前照灯」の計測

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・カットオフラインを有するすれ違い用前照灯を備える自動車 ・7-67 に定める基準に適合する配光可変型前照灯を備える自動車
除外	<ul style="list-style-type: none"> ・①又は③の計測をする自動車 ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された軽自動車 ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車

[計測値の判定]

カットオフラインを有するすれ違い用前照灯又は配光可変型前照灯のすれ違い用ビームを計測したとき、エルボ一点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる範囲内かつ光度以上であること。

自動車の種類	エルボ一点又はカットオフラインの位置	光度
下段以外の自動車	エルボ一点の位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]) の平面に挟まれた範囲内、かつ、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直	「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては下方 0.90° [160mm]) の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° [230mm] の平面が交わる位置において、1 灯につき 6,400cd 以上 (自動計測式前照灯

	<p>面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の平面に挟まれた範囲内（自動計測式前照灯試験機を用いて計測する場合にあっては、カットオフラインと「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° [260mm] 及び右方 2.50° [440mm] の平面が交わる 2 つの位置が、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]）の平面に挟まれた範囲内にあることでもよい。）</p>	<p>試験機を用いて計測したとき 6,400cd に満たない場合にあっては、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.27° [50mm] 及び下方 0.93° [160mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては下方 0.57° [100mm] 及び下方 1.23° [220mm]）の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30° [50mm] 及び左方 2.30° [400mm] の平面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 6,400cd 以上)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 二輪自動車 ・ 側車付二輪自動車 	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エルボ一点の位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] の平面に挟まれた範囲内、かつ、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の平面に挟まれた範囲内 ・ カットオフラインと「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° [260mm] 及び右方 2.50° [440mm] の平面が交わる 2 つの位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] の平面に挟まれた範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エルボ一点を有する構造のものは、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° [230mm] の平面が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上（自動計測式前照灯試験機を用いて計測したとき 3,200cd に満たない場合にあっては、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.27° [50mm] 及び下方 0.93° [160mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30° [50mm] 及び左方 2.30° [400mm] の平面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において 1 灯につき 3,200cd 以上) ・ エルボ一点を有しない構造のものは、「すれ違い用前照灯の照明部の

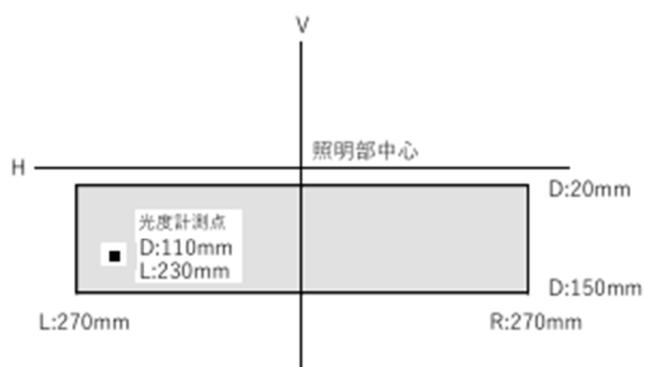
		<p>中心を含む水平面」より下方 0.86° [150mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上（自動計測式前照灯試験機を用いて計測したとき 3,200cd に満たない場合にあつては、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.53° [90mm] 及び下方 1.19° [210mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.00° [180mm] の平面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 3,200cd 以上）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・二輪自動車・側車付二輪自動車（それぞれ設備 ・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間に受検するものに限る。） 	<p>カットオフラインの位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方の範囲内</p>	<p>すれ違い用前照灯の最高光度点における光度は、1 灯につき 5,000cd 以上（5,000cd に満たない場合にあつては、走行用前照灯の最高光度点における光度が 1 灯につき 15,000cd 以上）</p>

注 1：表中の [] 内の数値は、前方 10m の位置における値を示す。

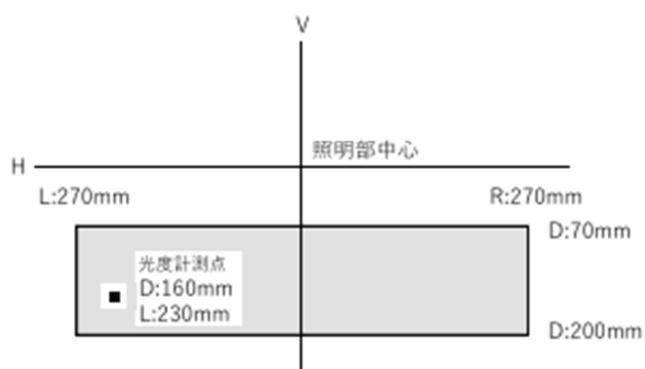
注 2：配光可変型前照灯については、「すれ違い用前照灯の照明部」とあるのは「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部」と読み替える。

(参考図) 判定エリア (二輪自動車及び側車付二輪自動車以外)

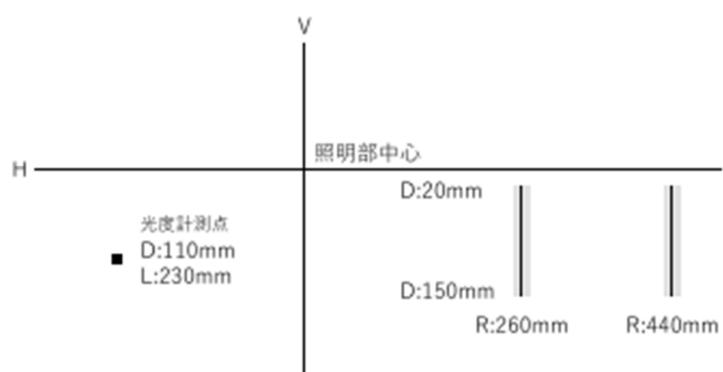
エルボ一点判定、照明部中心高さ 1メートル以下



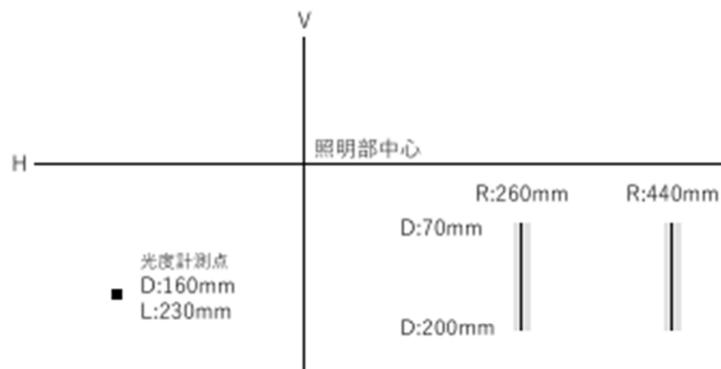
エルボ一点判定、照明部中心高さ 1メートル超え



カットオフライン判定、照明部中心高さ 1メートル以下

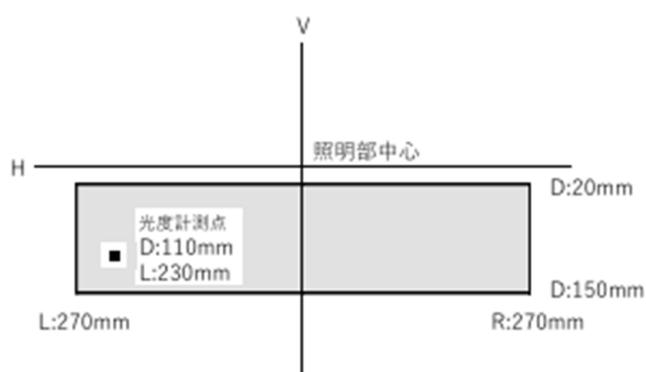


カットオフライン判定、照明部中心高さ 1メートル超え

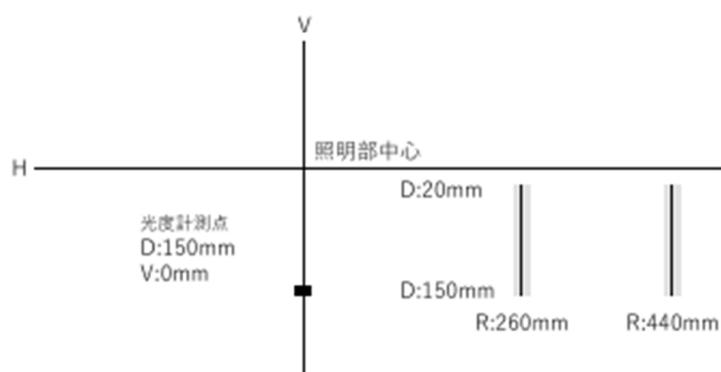


〈参考図〉 判定エリア（二輪自動車及び側車付二輪自動車）

エルボー一点判定



カットオフライン判定



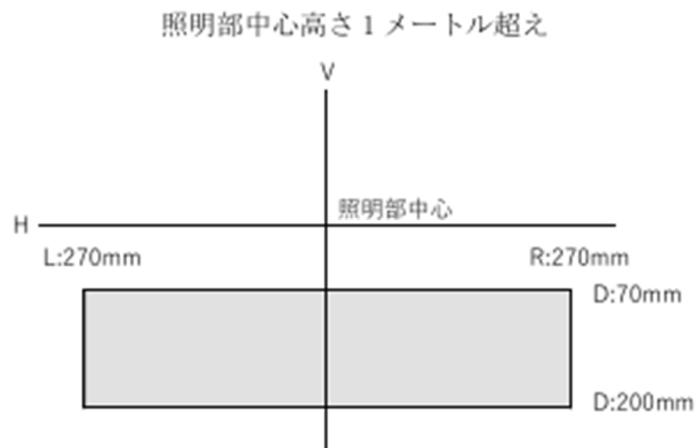
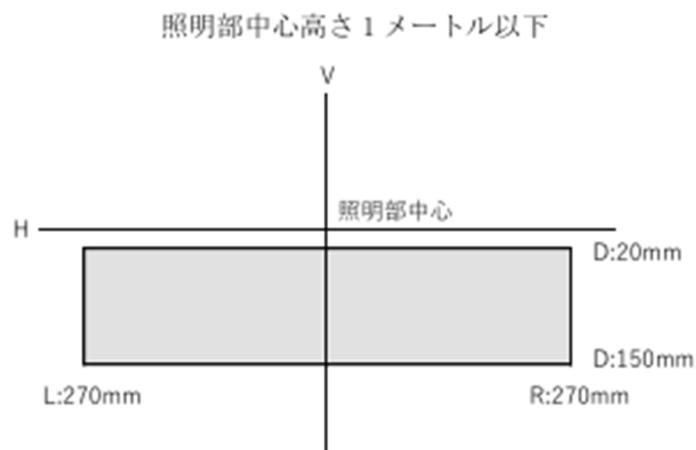
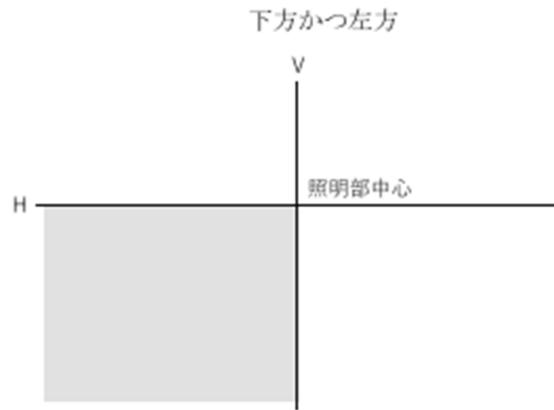
③ 最高光度点の位置による「すれ違い用前照灯」の計測

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・カットオフラインが確認できないすれ違い用前照灯（レンズの表面にくもりがないものに限る。）を備える自動車 ・指定自動車等以外の自動車
除外	<ul style="list-style-type: none"> ・①又は②の計測をする自動車 ・二輪自動車 ・側車付二輪自動車 ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された軽自動車 ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車

[計測値の判定]

すれ違い用前照灯を計測したとき、最高光度点の位置及び最高光度点における光度は、次表に掲げる範囲内かつ光度以上であること。

最高光度点の位置	最高光度点における光度
<p>次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方、かつ、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方の範囲内 ・「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]）の平面に挟まれた範囲内、かつ、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の平面に挟まれた範囲内 <p>1 灯につき 6,400cd 以上</p>	<p>1 灯につき 6,400cd 以上</p>



(4) 保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査し、(1) に掲げる基準への適合性を判断することができるものとする。

—審査事務規程第58次改正— (抜粋) 令和6年7月25日

指定自動車等の認証関係の改正

—審査事務規程第59次改正— (抜粋) 令和6年9月20日

事故情報計測・記録装置(EDR: Event Data Recorder)について、これまでの乗用車等の小型車に加え、大型車(乗車定員10人以上の乗用車及び車両総重量3.5tを超える貨物車)についても、協定規則第169号(大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則)の要件を満たすものを備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定

第6章 新規検査又は予備検査(指定自動車等の新車)

6-110の2 事故情報計測・記録装置

6-110の2-1 装備要件

専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受ける事故が発生した場合において、当該自動車の瞬間速度その他の情報を計測し、及びその結果を記録するものとして、6-110の2-2の基準に適合する事故情報計測・記録装置を備えなければならない。(保安基準第46条の2第1項関係)

6-110の2-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 事故情報計測・記録装置の記録性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、②に掲げる自動車のうち、車両総重量が12t以下のものであってUNR169-00の4.1. 後段の条件を満たすものについては、②の規定中「UNR169-00の1.4.及び5.に定める基準」を「UNR160-02の1.4.及び5.(5.4.を除く。)に定める基準並びにUNR169-00の5.4.に定める基準」と読み替えることができる。(細目告示第70条の2第1項関係)

① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のものにあつては、UNR160-02の1.4.及び5.に定める基準

② 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるものにあつては、UNR169-00の1.4.及び5.に定める基準

(2) 次に掲げる自動車にあつては、「UNR160-02の1.4.及び5.」を「UNR160-02の1.4.及び5.(5.4.1.を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第54条の2第3項関係)

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 2.5t 以下のもののうち、次に掲げるもの
- ア 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された自動車
- イ 令和 5 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
- (ア) 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車
- (イ) 令和 5 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの
- ② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のもののうち、次に掲げるもの
- ア 令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車
- イ 令和 9 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
- (ア) 令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車
- (イ) 令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの
- (3) 次に掲げる事故情報計測・記録装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
- ① 指定自動車等に備えられている事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた事故情報計測・記録装置

- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられた事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている事故情報計測・記録装置又はこれに準ずる性能を有する事故情報計測・記録装置
- ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた事故情報計測・記録装置を有する自動車に取付けられた事故情報計測・記録装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた事故情報計測・記録装置又はこれに準ずる性能を有する事故情報計測・記録装置

乗車定員 10 人以上の乗用車に座席一体型の年少者用補助乗車装置（チャイルドシート）を備える場合には、協定規則第 170 号（バスの座席一体型年少者用補助乗車装置に係る協定規則）の要件を満たさなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定

第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

7-47 年少者用補助乗車装置等

7-47-2 性能要件（書面等による審査）

- (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UNR129-04 の 4.、6. 及び 7. 又は UNR44-04-S18 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。

ただし、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人未満の自動車を除く。）に取付けられるものにあつては、UNR170-00 の 5.、7. 及び 8. に適合するものであればよい。

（保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係）

自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、ライフタイム・瞬時における燃費値、バッテリー劣化度等の記録・読出しをすることができる「車載式燃料・電力消費等測定装置」を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定

第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

7-9 原動機及び動力伝達装置

7-9-1 性能要件（視認等による審査）

- (5) 自動車（次に掲げる自動車を除く。）は、細目告示別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3. の規定に適合する車載式燃料・電力消費等測定装置を備えたものであること。この場合において、車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 88 条第 1 項第 2 号関係、適用関係告示第 4 条第 16 項第 17 項関係）

- ① 大型特殊自動車
- ② 被牽引自動車
- ③ 輸入自動車特別取扱自動車

- ④ 指定自動車等以外の自動車
- ⑤ 輸入された二輪自動車
- ⑥ 輸入された側車付二輪自動車
- (6) 車載式燃料・電力消費等測定装置に記録された項目を読み出すためのデータリンクコネクタが大幅に変形しているなどの外観上明らかな損傷のないものは、(5)の基準に適合するものとする。

その他灯火に対象灯火の追加

第1章 総則

1-3 用語の定義

アンサーバック機能を有する灯火

車両使用者が車両の駐車状態においてその車両使用者の車両を特定及び発見することを助ける灯火をいう。この場合において、「車両の駐車状態」とは、次に掲げる状態をいう。

- ・被牽引自動車以外の自動車にあつては、可動構成部品が自動車製作者が定める通常の使用位置にあり、かつ、原動機が始動しておらず、かつ、自動車が静止している状態
- ・被牽引自動車にあつては、牽引自動車に牽引され、かつ、可動構成部品が自動車製作者が定める通常の使用位置にあり、かつ、自動車が静止している状態

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

7-96 その他の灯火等の制限

7-96-1 装備要件

自動車には、7-65から7-95までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。なお、車室外乗降支援灯及びアンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。（保安基準第42条、細目告示第62条第1項、細目告示第140条第1項関係）

(11) 自動車に備える灯火は、次に掲げる灯火を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。（細目告示第62条第12項、細目告示第140条第12項、適用関係告示第48条第1項、第2項関係）

- ① 前照灯
- ② 前部雾灯
- ③ 側方照射灯
- ④ 低速走行時側方照射灯
- ⑤ 側方灯
- ⑥ 昼間走行灯
- ⑦ 番号灯
- ⑧ 後部雾灯（(5) ⑰から⑱までに掲げるものに限る。）
- ⑨ 後面に備える駐車灯
- ⑩ 制動灯

- ⑪ 後退灯
- ⑫ 方向指示器
- ⑬ 補助方向指示器
- ⑭ 非常点滅表示灯
- ⑮ 緊急制動表示灯
- ⑯ 後面衝突警告表示灯
- ⑰ 速度表示装置の速度表示灯
- ⑱ 室内照明灯
- ⑲ 緊急自動車の警光灯
- ⑳ 道路維持作業用自動車の灯火
- ㉑ 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯
- ㉒ 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火
- ㉓ 旅客自動車運送事業用自動車の非常灯
- ㉔ 旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないもの
- ㉕ 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器
- ㉖ 運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器
- ㉗ 運転者席で点灯できない作業灯
- ㉘ 運転者席において点灯状態であるため走行してはならないことを確認できる装置（ON/OFFが容易に確認できる構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯
- ㉙ アンサーバック機能を有する灯火
- ㉚ 走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）
- ㉛ 車室外乗降支援灯
- ㉜ 尾灯
- ㉝ 補助制動灯

【適用関係の整理】

- ◇昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、⑤は適用しない。
- ◇平成17年12月31日以前に製作された自動車については、㉙及び㉛は適用しない。
- ◇平成18年1月1日以降に製作された自動車については、㉚及び㉝は適用しない。

(13) 車室外乗降支援灯は次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第62条第14項、細目告示第140条第14項、適用関係告示第48条第1項関係）

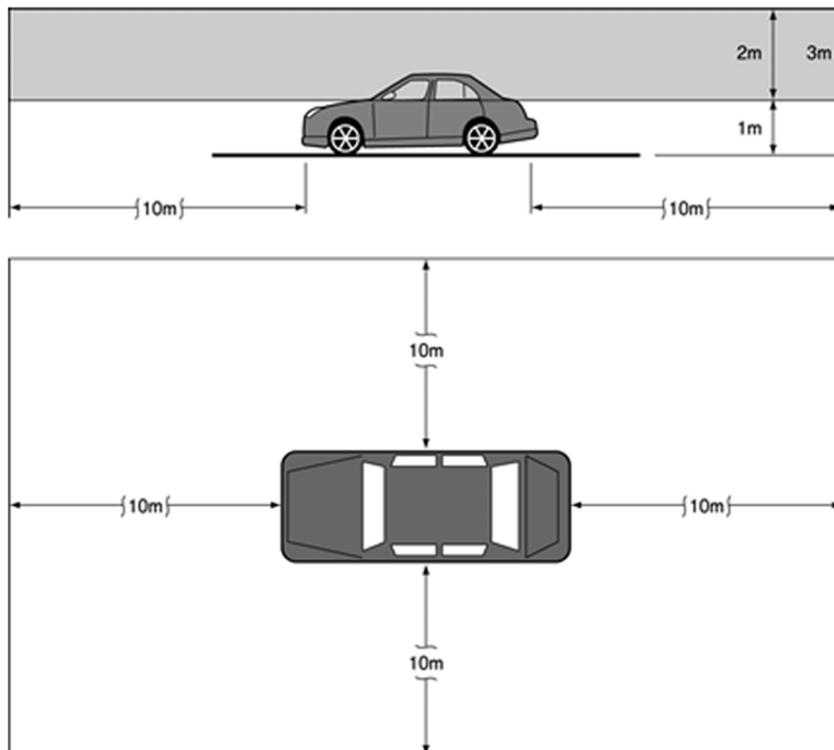
- ① 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える車室外乗降支援灯は、次に掲げる全ての基準に適合するものであること。

ア 車室外乗降支援灯の数は、1個又は2個でなければならない。ただし、ステップ、ドア・ハンドル及び車両の周囲を照射することを目的とした灯火にあっては、さらに追加

の車室外乗降支援灯を備えることができる。この場合において、ステップ及びドア・ハンドルに備えた灯火はその灯火ごとに1個ずつ車室外乗降支援灯を備えることができる。

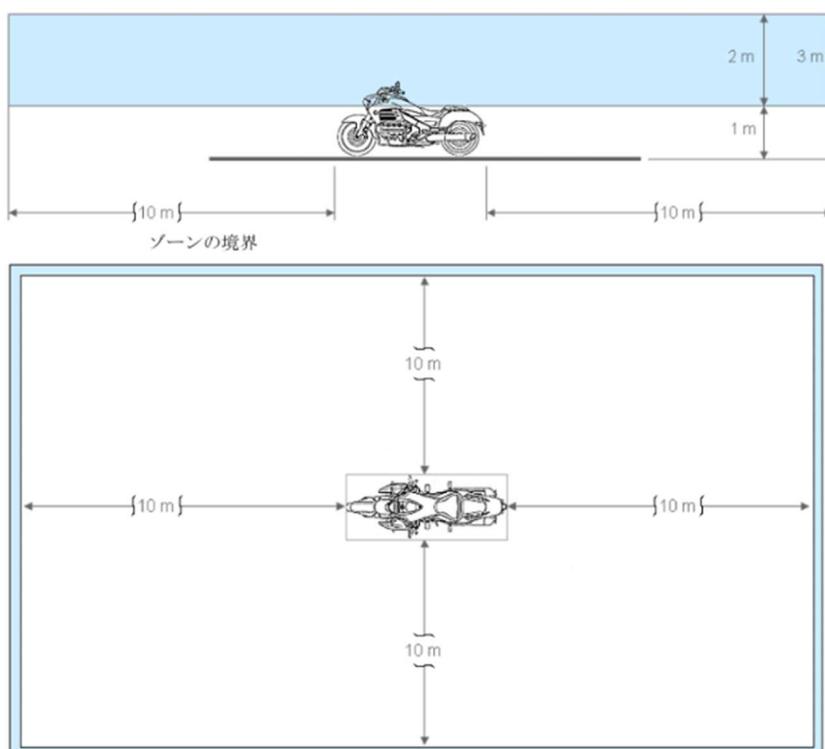
- イ その照射光又は自動車の後写鏡その他の反射物による反射光が、当該自動車の運転者の運転操作を妨げるおそれのないように取付けなければならない。
- ウ 自動車の後端及び前端からそれぞれ10m後方及び前方にある横断面並びに自動車の最外側から10m側方にある車両中心線と平行な鉛直面により囲まれ、かつ、高さは、地上1mから3mまでにある範囲内の全ての位置において、取付けられた車室外乗降支援灯の見かけの表面が直接確認することができないように取付けなければならない。（図1参照）
- エ 車両が停止状態にあり、かつ、次の（ア）から（ウ）までの要件を一つ以上満たす場合に限り点灯するものとする。
 - （ア） 原動機が停止している場合
 - （イ） 運転席側又は助手席側の扉が開いている場合又は閉じられた後の場合
 - （ウ） 荷室の扉が開いている場合又は閉じられた後の場合
- オ すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、番号灯、尾灯、駐車灯、側方灯及び後部上側端灯は、当該灯火が車室外乗降支援灯として点灯する場合又は車室外乗降支援灯が点灯している場合においては、その他の規定にかかわらず、単独で点灯してもよいものとする。
- カ 車室外乗降支援灯は点滅するものでないこと。
- キ 車室外乗降支援灯の光度特性は、急激な光度変化をするものでないこと。

（図1） 車室外乗降支援灯の視認性



- ② 二輪自動車に備える車室外乗降支援灯は、次に掲げる全ての基準に適合するものであること。
- ア 車室外乗降支援灯の数は、1個又は2個でなければならない。ただし、足置きを照らすものについては各1個まで追加できるものとする。
 - イ 車両が停止状態にあり、かつ、次の(ア)又は(イ)の要件を一つ以上満たす場合に限り点灯するものであること。
 - (ア) 原動機が停止状態
 - (イ) 荷室の扉が開いている状態
 - ウ 自動車の後端及び前端から、それぞれ10m後方及び前方にある横断面並びに自動車の最外側から10m側方にある車両中心線と平行な鉛直面により囲まれ、かつ、高さは、地上1mから3mまでにある範囲内の全ての位置において、取付けられた車室外乗降支援灯の見かけの表面が直接確認することができないように取付けなければならない。(図2参照)
 - エ すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯及び番号灯は、当該灯火が車室外乗降支援灯として点灯する場合又は車室外乗降支援灯が点灯している場合においては、その他の規定にかかわらず、単独で点灯してもよいこととする。
 - オ 車室外乗降支援灯は点滅するものでないこと。

(図2) 車室外乗降支援灯及び低速走行時側方照射灯の視認性



【適用関係の整理】

◇平成17年12月31日以前に製作された自動車については、(13)は適用しない。

(14) アンサーバック機能を有する灯火は次に掲げる全ての基準に適合するものでなければならない。ただし、指定自動車等に備えられたアンサーバック機能を有する灯火と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、この基準に適合するものとする。

(細目告示第218条第15項、適用関係告示第48条第1項関係)

- ① すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること。
- ② 原動機の操作装置が停止の位置にある場合にのみ作動すること。
- ③ 一連の作動時間が3秒以下であること。

【適用関係の整理】

◇平成17年12月31日以前に製作された自動車については、(14)は適用しない。

—審査事務規程第60次改正— (抜粋) 令和6年10月31日

指定自動車等の認証関係の改正

—審査事務規程第6 1次改正— (抜粋) 令和6年12月26日

自動車の後退時に発生する事故を防止するために、乗車定員が10人以上かつ車両総重量が3.5トンを超える乗用自動車や車両総重量が3.5トンを超える貨物自動車について、自動車が後退することを歩行者等に通報する装置としてUN R165「車両後退通報装置に係る協定規則」に規定する車両後退通報装置(バックアラーム)の装備が義務付けられることに伴い、審査方法等を規定します。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

7-105の2 車両後退通報装置

7-105の2-1 装備要件

自動車(次に掲げる自動車を除く。)には、車両後退通報装置を備えなければならない。(保安基準第43条の10関係)

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車
- ② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて、車両総重量3.5t以下のもの
- ③ 貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車
- ④ ①から③までの自動車の形状に類する自動車
- ⑤ 二輪自動車及び側車付二輪自動車
- ⑥ 三輪自動車
- ⑦ 大型特殊自動車
- ⑧ 被牽引自動車

7-105の2-2 性能要件

7-105の2-2-1 視認等による審査

- (1) 車両後退通報装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第145条の6第1項及び第2項関係)
 - ① 車両後退通報装置は、当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。ただし、7-108に適合する後退時車両直後確認装置を備えた自動車に備える車両後退通報装置にあつては、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、当該装置を一時的に停止させることができる機能を有してもよい。
 - ア 運転者が運転者席においてのみ、車両後退通報装置の作動を停止する操作ができること。
 - イ 運転者が運転者席において車両後退通報装置が作動しない状態を確認できること。
 - ウ 始動装置を再度始動させた場合に、その都度、自動で解除されること。
 - ② 車両後退通報装置の通報音発生装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間(自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの距離が自動車の長さの

4分の1を超える場合にあっては、自動車の最後端から自動車の長さの4分の1までの間)に取付けられていること。

- ③ 車両後退通報装置は、原動機の操作装置が始動位置にあり、かつ、変速装置を後退位置にした場合に連動して、作動を開始するものであること。
 - ④ 車両後退通報装置の通報音発生装置（7-105の2-2-2(1)②に適合する装置を除く。）の周囲に通報音の開放部が設けられていること。
 - ⑤ 車両後退通報装置の機能及び性能等を著しく損なうおそれのある損傷等のないものであること。
- (2) (1)及び7-105の2-2-2に適合する車両後退通報装置に加えて音声信号を用いる車両後退通報装置を備える場合にあっては、(1)及び7-105の2-2-2の規定にかかわらず、次に掲げる要件を満たすものであればよい。
- ① 音声信号によるメッセージ内容は、自動車が後退することを歩行者等に通報するものであること。
 - ② 音声信号を用いる車両後退通報装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間（自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの距離が自動車の長さの4分の1を超える場合にあっては、自動車の最後端から自動車の長さの4分の1までの間）に取付けられていること。

7-105の2-2-2 書面等による審査

- (1) 車両後退通報装置の通報音発生装置は、次に掲げるいずれかの基準に適合するものでなければならない。（細目告示第145条の6第1項関係）
- ① UNR165-00の6.に定める基準②UNR165-00の14.（14.3.を除く。）の基準に適合する車両後退通報装置を備える場合であって、車両後退通報装置の機能、性能等を著しく損なうおそれのある損傷のないものであること。
- (2) 次に掲げる車両後退通報装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。（細目告示第145条の6第4項関係）
- ① 指定自動車等に備えられている車両後退通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退通報装置
 - ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられた車両後退通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退通報装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退通報装置
 - ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた車両後退通報装置を有する自動車に取付けられた車両後退通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退通報装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退通報装置

車両後退通報装置の取付状態確認書

次の自動車に備える車両後退通報装置は、細目告示第67条の6第1項及び第2項の基準に適合する状態であることを確認しております。

車名： _____ 型式： _____ 車台番号： _____

1. 当該自動車に備えられている車両後退通報装置の通報音発生装置

<input type="checkbox"/>	UN R165-00の6の規定に適合する車両後退通報装置の通報音発生装置が備えられており、認証を受けた状態から当該装置を交換していない。
--------------------------	--

2. 取付位置又は周辺構造の変更後の車両後退通報装置の機能及び構造

<input type="checkbox"/>	当該装置は確実に取付けられている。
<input type="checkbox"/>	当該装置に運転者が通報音の周波数を切替えられる機能を備えていない。
<input type="checkbox"/>	当該装置の通報音発生装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間（自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの距離が自動車の長さの4分の1を超える場合にあっては、自動車の最後端から自動車の長さの4分の1までの間）に取付けられている。
<input type="checkbox"/>	当該装置の通報音発生装置の周囲に通報音の開放部が設けられている。
<input type="checkbox"/>	当該装置の機能、性能等を著しく損なうおそれのある損傷等がない。

※1. 及び2. の内容を確認したものは、確認した各項目の□にレ点を記入すること。

上記内容に相違ありません。

確認者の名称及び所在地 _____ :

確認者の氏名 _____ :

第9章 テスタ等による機能維持確認

9-14 車両後退通報装置の通報音の大きさ（騒音計等）

（保安基準第43条の10、細目告示第67条の6第3項、細目告示第145条第3項、第223条第3項関係）

(1) 次表に掲げる自動車に備える車両後退通報装置（音声信号を用いる車両後退通報装置を備える場合に限る。）は、通報音を発生することにより歩行者に自動車が後退する旨を通報することができるものとして音色、音量等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、音声信号を用いる車両後退通報装置と音声信号を用いる車両後退通報装置以外の車両後退通報装置の音の大きさの和は、自動車の後方1mの位置において92dB以下でなければならない。

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車
除外	<ul style="list-style-type: none"> ・専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車 ・専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量3.5t以下のもの ・貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車 ・上記3項目の自動車の形状に類する自動車 ・二輪自動車 ・側車付二輪自動車 ・三輪自動車 ・大型特殊自動車 ・被牽引自動車

(2) 音声信号を用いる車両後退通報装置の音の大きさが92dBを超えるおそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。

- ① 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。
- ② マイクロホンは、車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて次に掲げる位置に設置する。
 - ア 車両中心線上から左右方向0.15mのいずれかの位置
 - イ 自動車の後端から当該自動車の後方1m±0.1mの位置
 - ウ 地上0.45mから1.55mまでの高さにおけるいずれかの位置
- ③ 聴感補正回路はA特性とする。
- ④ 指示機構の動特性は「速い動特性（FAST）」とする。
- ⑤ 次に掲げるいずれかの方法により電圧を供給するものとする。
 - ア 原動機を停止させた状態で、当該自動車のバッテリーから供給する方法
 - イ 原動機を暖機し、かつ、アイドリング運転している状態で、当該自動車のバッテリーから供給する方法

- ⑥ 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。
- ⑦ UNR165-00 の 2. 1. 1. 又は 2. 1. 4. に定義される車両後退通報装置に加えて備える車両後退通報装置は UNR165-00 の 2. 3. の状態で測定するものとする。
- ⑧ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 計測はマイクロホンの位置を変更せずに 2 回行い、1dB 未満は切り捨てるものとする。
 - イ 2 回の計測値の差が 2dB を超える場合には、計測値を無効とする。ただし、いずれの計測値も 92dB を超える場合には有効とする。
 - ウ 2 回の計測値（エにより補正した場合には、補正後の値）の平均を音の大きさとする。
 - エ 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が 3dB 以上 10dB 未満の場合には計測値から次表の補正値を控除するものとし、3dB 未満の場合には計測値を無効とする。

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2	1				

—審査事務規程第 6 2 次改正— （抜粋） 令和 6 年 1 月 3 0 日

指定自動車等の認証関係の改正

—審査事務規程第 6 3 次改正— （抜粋） 令和 6 年 3 月 1 3 日

令和 7 年 4 月 1 日から、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日が、自動車検査証の有効期間満了日の 2 か月前になることに伴い、ガス容器等再試験結果証明書の有効期限について、ガス容器等再試験を実施した日の 1 年 2 か月後の日に変更

4-25 圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器等再試験

(2) 次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱うものとする。

- ① 審査当日において、ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の 1 年 2 か月後の日とする。）を経過していないこと。この場合において、令和 7 年 3 月 13 日付け規程第 29 号による改正前の様式 16 「ガス容器等再試験結果証明書」によりガス容器等再試験を実施した日の 1 年 1 か月後の日が記載されている場合には、記載された有効期限に 1 か月を加算した日に読み替えて判断するものとする。

新規検査等における書面審査関係の別添2 新規検査等書面審査要領について、構成を見直し新規検査等届出書及び添付資料の記載方法等について更なる明確化を行い、自動車技術総合機構オンライン届出システムの運用開始に向けて、当該システムを活用して提出された届出書等の取扱いを規定。

別添2 (4-13 関係)

1. 目的

この要領は、特定の自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証記録事項の変更に係る審査を行うにあたり、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の内容について届出を得ることにより、新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

2. 用語の定義

この要領における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 「新規検査等」とは、新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証記録事項変更をいう。
- (2) 「変更」とは、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為をいう。
- (3) 「代表届出」とは、型式及び構造・装置が同一の自動車（4.2. (2) なお書きの規定を適用している自動車を含む。）を複数の事務所等で受検するため、類別区分番号又は車両仕様記号を特定した届出をいう。
- (4) 「代表届出自動車」とは、代表届出をしたことにより事前審査管理番号を有する自動車（4.2. (2) なお書きの規定を適用している自動車を含む。）をいう。
- (5) 「届出者」とは、新規検査等届出書及び添付資料を提出する者をいう。
- (6) 「届出書等」とは、新規検査等届出書及び添付資料をいう。
- (7) 「類別区分番号」とは、諸元表に記載された類別区分番号をいう。なお、新型届出自動車の場合には「類別区分番号」を「類別」に読み替えて適用する。
- (8) 「技術基準等適合証明書」とは、当該自動車が技術基準等に適合していることを当該自動車を製作した者が証明した書面をいう。
- (9) 「事務所長等」とは、事務所等の長（地方検査部にあつては検査課の長）をいう。

3. この要領の対象となる自動車

3.1. 当日書面審査

次のいずれかに該当する自動車は、当日書面審査を実施するものとする。

- (1) 新車の指定自動車等

[検査種別]

新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の検査を除く。）

[自動車の種類]

指定自動車等とする。(3.2.に該当する自動車を除く。)

(2) 新車の試作車又は組立車

[検査種別]

新規検査又は予備検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の検査を除く。)

[自動車の種類]

試作車又は組立車とする。(3.2.に該当する自動車を除く。)

3.2. 事前書面審査次のいずれかに該当する自動車は、事前書面審査を実施するものとする。

(1) 技術基準等の審査を要する自動車

[検査種別]

新規検査又は予備検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の検査を除く。)

[自動車の種類]

指定自動車等であって、自動車製作者が選択した仕様により自動車型式認証取得時に基準適合性審査を受けていない構造・装置がある又は自動車型式認証取得時に対して変更している構造・装置があることにより、新規検査又は予備検査の際に、審査を受けていない部分並びに変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が次表に掲げる技術基準等に適合しているかどうかを書面により改めて審査する必要がある自動車とする。

ただし、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車(技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。)を除く。

また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。

- ① 多仕様自動車及び新型届出自動車以外の自動車であって、同一型式内の他の類別区分番号に設定されている構造・装置の仕様に変更した旨を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載する場合
- ② 多仕様自動車又は新型届出自動車であって、同一型式内に設定されている構造・装置の仕様に変更した場合
- ③ 多仕様自動車以外の自動車であって、次表に掲げる技術基準等のうち、6-65から6-95までに掲げるもののみを変更した場合
- ④ 多仕様自動車であって、次表に掲げる技術基準等のうち、6-65から6-95までに掲げるものについて、技術基準等適合証明書(第4号様式)又は理事長が指定する事業者が発行した灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書(第6-1号様式)を提出する場合
- ⑤ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている○自マーク又はⓂマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車(細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の

取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある自動車を除く。)であって、当該型式指定番号を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載する場合

- ⑥ 技術基準等への適合性について審査済みであることが改造自動車審査結果通知書等により確認できる改造自動車の場合
- ⑦ 本則7-54-1(8)の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更した自動車であって、当該記号を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載する場合
- ⑧ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則6-108-2(2)①から⑦までの基準に適合するよう取付け、かつ、後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書(第8号様式)及び当該装置に係る装置型式指定通知書等の写しを提出する場合
- ⑨ UNR165の6.の規定に適合する車両後退通報装置の通報音発生装置が備えられており、認証を受けた状態から当該装置を交換していないものであって、本則6-105の2-2(2)②アからエまでの基準及び③に掲げる条件に適合するよう取付けられ、かつ、車両後退通報装置の取付状態確認書(第9号様式)の提出により当該様式に掲げる全ての項目を確認できる場合
- ⑩ 構造・装置の変更等が法第63条の3の規定に基づく改善措置により行われる場合

保安基準	審査事務規程	技術基準等(技術基準通達別添、細目告示別添及び協定期則)
(略)	(略)	(略)

注:「技術基準等」欄の協定期則及び細目告示別添のうち、改正前の技術基準等が適用される場合には、上表の技術基準等に代えて適合性の審査を行うものとする。

(2) 自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は使用の過程にある自動車

[検査種別]

新規検査、予備検査又は構造等変更検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は使用の過程にある自動車(法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を含む。)の検査に限る。)

[自動車の種類]

次に掲げる変更をする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)とする。ただし、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車(技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。)を除く。

- ① 用途・乗車定員・車両総重量の組み合わせについて、次の区分を移行するもの(アからエに移行する指定自動車等(乗車定員が9人以下の乗用自動車として認証を受けたものに限る。)及び認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。)

ア 乗車定員が9人以下の乗用自動車

- イ 乗車定員が 10 人以上かつ車両総重量が 5 トン以下の乗用自動車
- ウ 乗車定員が 10 人以上かつ車両総重量が 5 トンを超える乗用自動車
- エ 車両総重量が 3.5 トン以下の貨物自動車
- オ 車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下の貨物自動車
- カ 車両総重量が 12 トンを超える貨物自動車

※「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。

② 乗車定員について、次の区分を移行するもの（認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）

ア 11 人以上

イ 10 人

③ 自動車の種別について、次のいずれかの変更をするもの（認証を受けたときの種別に変更する指定自動車等を除く。）

ア 普通から小型に変更（貨物自動車に限る。）

イ 軽から普通又は小型に変更

ウ 普通又は小型から軽に変更

④ 前 1 軸後 1 軸の第五輪荷重を有する牽引自動車の後軸重について、10 トン以下から 10 トン超え 11.5 トン以下に変更するもの（後軸重 10 トン超え 11.5 トン以下として認証を受けた指定自動車等を除く。）

(3) 特定の大型特殊自動車

[検査種別]

新規検査又は予備検査

[自動車の種類]

自動車の種別について、小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車とする。

ただし、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が構造要件及び技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（構造要件及び技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。

(4) 特定の被牽引自動車

[検査種別]

新規検査、予備検査又は構造等変更検査

[自動車の種類]

次の①又は②に掲げる被牽引自動車とする。

ただし、次の (ア) から (エ) までに掲げる自動車を除く。

(ア) 代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が構造要件及び技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（構造要件及び技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）

(イ) 本則 4-14 (2) に基づき別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料を提出する並行輸入自動車

(ウ) 幅に係る基準緩和の認定を受けた自動車

(エ) 法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がないもの

① 物品を積載する装置が次のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであって、自動車の長さが 12m 超 13m 以下のもの

ア バン又はこれに類するもの（荷台の上方が開放されたものを除く。）

※車体の形状：バンセミトレーラ、冷蔵冷凍セミトレーラ等

イ タンク又はこれに類するもの

※車体の形状：タンクセミトレーラ、粉粒体運搬セミトレーラ、コンクリートミキサーセミトレーラ等

ウ 両側端が固定された幌骨で支持された幌によって荷台の前端から後端までの上方の全てが覆われるもの（可動式のものを除く。）

※車体の形状：セミトレーラ等

エ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの

※車体の形状：コンテナセミトレーラ等

オ 専ら車両を運搬する構造のもの

※車体の形状：セミトレーラ等

カ 荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの又はこれに類するもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ、ダンプセミトレーラ等

キ 荷台に固定式のスタンション（荷台の両側端に沿って備えられるスタンション（荷台の前端に沿って備えられるものを除く。）にあつては、脱着式のものであつてもよい。）及び固縛金具を備えるもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ等

ク 船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみの傾斜角が 27° 以上であるもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ等

② 物品を積載する装置が①のアからクまでのいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであつて、次のいずれかに該当するもの

ア 最遠軸距が 5m 未満であつて、車両総重量が 20t 超 36t 以下のもの

イ 最遠軸距が 5m 以上 7m 未満であつて、車両総重量が 22t 超 36t 以下のもの

ウ 最遠軸距が 7m 以上 8m 未満であつて、車両総重量が 24t 超 36t 以下のもの

- エ 最遠軸距が 8m 以上 9.5m 未満であって、車両総重量が 26t 超 36t 以下のもの
- オ 最遠軸距が 9.5m 以上であって、車両総重量が 28t 超 36t 以下のもの

4. 届出書等

4.1. 新規検査等届出書及び添付資料

本則 4-13-1 (2) 及び 4-13-2 (2) で規定する新規検査等届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

この場合において、複数の欄に該当する自動車 (3.2. の (1) と (4) の両方に該当する自動車など) の場合には、組み合わせて適用すること。

なお、記載方法及び添付資料の詳細は、別紙によるものとする。

自動車の種類		当日書面審査		事前書面審査			
		3.1. (1)	3.1. (2)	3.2. (1)	3.2. (2)	3.2. (3)	3.2. (4)
新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1))		○	○	○	○	○	○
新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 2))		○	—	○	—	○	○
添 付 資 料	自動車を特定する書面	○	○	※1	※1	※1	※1
	諸元表又は車両諸元要目表	※2	—	○	—	○	○
	「共通構造部 (多仕様自動車) 型式指 定実施要領」に定める別記様式	※3	—	※3	—	—	※3
	外観図	△	—	△	△	○	○
	重量分布計算に関する書面	△	—	△	—	○	△
	最大安定傾斜角度に関する書面	△	—	△	△	△	△
	最小回転半径に関する書面	△	—	△	—	△	△
	連結車両総重量及び牽引重量計算書 (第 2 号様式)	△	—	△	△	—	—
	施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面 (騒音規制)	※4	—	※4	※6	△	—

施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制）	※5	—	※5	※6	△	—
技術基準等への適合性を証する書面	△	—	○	△	△	△
灯火器等の取付装置の技術基準適合 宣言書（第 6-1 号様式）	※7	—	※7	—	※7	※7
灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式）	※8	—	※8	—	※8	※8
後退時車両直後確認装置の取付確認書（第 7 号様式）	※9	—	※9	—	—	—
後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書（第 8 号様式）	※10	—	※10	—	—	—
車両後退通報装置の取付状態確認書（第 9 号様式）	※11	—	※12	—	—	—
特種用途自動車の構造要件に関する 書面	△	△	△	△	△	△
物品を 積載する装置の構造に関する 書面	—	—	—	—	—	○
連結検討書（第 3 号様式）、諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」	△	△	△	△	—	○
改造自動車審査結果通知書等	△	—	△	△	△	△
試作車・組立車審査結果通知書等	—	○	—	△	—	△
ガス容器等再試験結果証明書（本則様式 16）	※13	—	※13	—	—	—

	その他書面	△	△	△	△	△	△
--	-------	---	---	---	---	---	---

- 備考 (1) ○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示し、－印は該当しないことを示す。
- (2) ※1 は、個別届出又は複数台数届出の場合は○印、代表届出の場合は－印とする。
- (3) ※2 は、完成検査終了証の提示がある自動車（原動機の最高出力及び最高出力時の回転数に変更があるものを除く。）は－印、それ以外の自動車は○印とする。△
- (4) ※3 は、多仕様自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。
- (5) ※4 は、被牽引自動車は－印、それ以外の自動車は○印とする。
- (6) ※5 は、内燃機関を原動機とする自動車は○印、それ以外の自動車は－印とする。
- (7) ※6 は、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた未登録自動車の新規検査の場合は○印、それ以外の場合は－印とする。
- (8) ※7 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合又は自動車型式認証取得時に当該基準の適合性審査を受けていない多仕様自動車の場合は○印、それ以外の場合又は使用の過程にある自動車の場合は－印とする。
- この場合において、技術基準等適合証明書（第 4 号様式）又は灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式）の提出をもって代えることができる。（3.1.に該当する多仕様自動車の場合は技術基準等適合証明書（第 4 号様式）に限る。）
- (9) ※8 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UNR53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合又は自動車型式認証取得時にこれらの基準の適合性審査を受けていない多仕様自動車の場合は○印、それ以外の場合又は使用の過程にある自動車の場合は－印とする。
- この場合において、技術基準等適合証明書（第 4 号様式）又は灯火器等の取付装置の技術基準別添 2 新規検査等書面審査要領（最終改正：第 63 次）13/45 独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程準適合宣言書（第 6-1 号様式）の提出をもって代えることができる。
- (10) ※9 は、自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づき、自動車製作者等が後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）の取付範囲を指定した自動車であって、装置に変更がなく、かつ、指定された範囲内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は○印、それ以外の場合は－印とする。
- (11) ※10 は、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2 (2) ①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印、それ以外の場合は－印とする。

- (12) ※11 は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態から UNR165 の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印、それ以外の場合は一印とする。
- (13) ※12 は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態から UNR165 の基準適合性に影響のある変更があり、技術基準等への適合性を証する書面として用いる場合は○印、それ以外の場合は一印とする。
- (14) ※13 は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）は○印、それ以外の自動車は一印とする。
- (15) 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている○自マーク又はⓂマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車（細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある自動車を除く。）であって、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に当該装置の型式指定番号の記載がある場合には、本表における添付資料のうち、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。
- (16) 【当日書面審査の自動車に適用】完成検査終了証の発行後 9 か月を経過した型式指定自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がなく、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に車台番号の記載がある場合には、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））及び添付資料（自動車を特定する書面を除く。）を省略することができる。
- (17) 本則 4-15（2）に基づき別添 4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料が既に提出されていることが確認できる場合にあっては、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。
- (18) 【当日書面審査の自動車に適用】代表届出自動車と型式及び構造・装置が同一の自動車にあっては、本表における添付資料のうち、自動車を特定する書面、施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制）及び施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制）以外のものを省略することができる。
- (19) 【当日書面審査の自動車に適用】代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）であって、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄にその旨の記載がある場合には、本表における添付資料のうち、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。

4.2. 届出書等の提出方法

- (1) 届出書等は、自動車 1 台毎に 1 部を、新規検査等を受検する事務所等に提出するものとする。

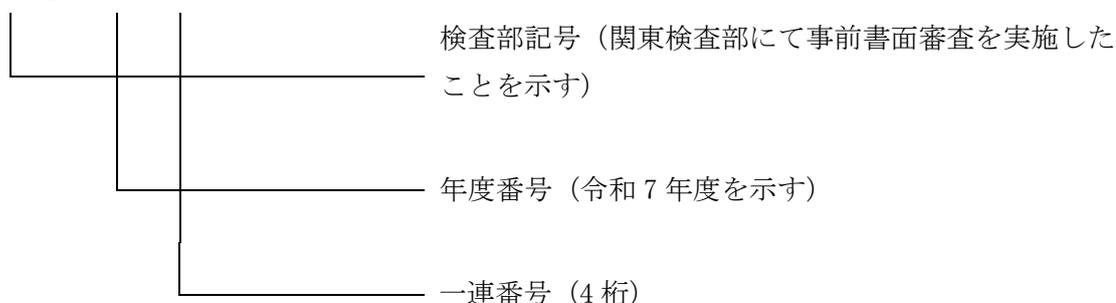
ただし、型式、類別区分番号及び構造・装置が同一の自動車については、該当する自動車の車台番号を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。

なお、この場合の届出書等の内訳は次のとおりとする。

- ① 新規検査等届出書（第1号様式（その1））・・・1部
 - ② 新規検査等届出書（第1号様式（その2））・・・車台番号毎
 - ③ 添付資料のうち自動車を特定する書面・・・車台番号毎
 - ④ 添付資料・・・重複するものは省略可能
- (2) 代表届出の場合は、型式及び類別区分番号又は車両仕様記号を特定した自動車の届出書等1部を、地方検査部又は沖縄事務所に提出するものとする。なお、次に掲げる全ての条件に該当する別型式の自動車が存在する場合には、当該代表届出に含めることができるものとし、これを適用するときは、追加する自動車について、型式を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載するとともに、条件に該当していることが明確に確認できる資料及び諸元表又は車両諸元要目表を追加添付すること。
- ① 乗車定員が9人以下の乗用自動車
 - ② 技術基準等の適合性に係る構造・装置が同一
 - ③ 型式が相違している理由が、自動車型式認証実施要領附則1別表第1の表中「4 原動機の種類及び主要構造」、「5 燃料の種類及び動力用電源装置の種類」又は「6 動力伝達装置の種類及び主要構造」の相違のみ
 - ④ 別添4「改造自動車審査要領」別表第1に規定する範囲の改造をしていない
 - ⑤ 添付書面において、諸元表又は車両諸元要目表以外が同一
- (3) 届出書等は、4.1.の表に記載されている順に編綴するものとする。
- (4) 届出書等の提出は、次のいずれかの方法により行うものとする。なお、当日書面審査の自動車については、検査コースにおける審査の開始までに①の方法により提出するものとする。
- ① 事務所長等が定めた時間帯及び場所において、事務所等（地方検査部にあつては検査課）に直接提出する方法
 - ② 郵送により提出する方法
 - ③ オンライン届出システムにより電磁的に提出する方法
- (5) 普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であつて、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。
5. 届出書等の受理等【事前書面審査の自動車に適用】
- 5.1. 受理
- (1) 提出された届出書等について、形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するものとする。

- (2) 4.2. (4) ①又は②の方法により提出された届出書等を受理した場合には、別途定める方法により当該届出に係る情報を記録するものとし、新規検査等届出書（第1号様式（その1））に受付印を押印するとともに、事前審査管理番号を記載するものとする。
- (3) 4.2. (4) ①又は②の方法により提出された届出書等にあつては(2)の処理、4.2. (4) ③の方法により提出された届出書等にあつては別途定める処理をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。
- (4) (2) 及び(3)における事前審査管理番号の構成は次のとおりとする。
- ① 個別届出又は複数台数届出の場合 S、事務所コード（3桁）、年度番号（2桁）及び一連番号（4桁）を組み合わせたものとする。
- ② 代表届出の場合 検査部記号、年度番号（2桁）、ハイフン及び一連番号（4桁）を組み合わせたものとする。

関東技審 07-0001



地方検査部名	検査部記号	地方検査部名	検査部記号
北海道検査部	北海道技審	近畿検査部	近畿技審
東北検査部	東北技審	中国検査部	中国技審
関東検査部	関東技審	四国検査部	四国技審
北陸信越検査部	北信技審	九州検査部	九州技審
中部検査部	中部技審	沖縄事務所	沖縄技審

5.2. 不受理

- (1) 提出された届出書等について、必要な書面等に記載漏れ又は不足がある等形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とする。

この場合において、届出書等の提出方法に応じ、次に掲げる方法によりその旨を届出者に通知するとともに、記載漏れの補正又は不足している書面等の提出を求めるものとする。

- ① 4.2. (4) ①の方法により提出された届出書等にあつては、口頭により通知する。
- ② 4.2. (4) ②の方法により提出された届出書等にあつては、届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。なお、電話等により通知ができない場合にあつ

ては、届出書等に記載された届出者の住所又は差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて届出書等を返送するものとする。

③ 4.2. (4) ③の方法により提出された届出書等にあつては、オンライン届出システムにより通知する。

(2) 不受理通知をした届出書等については、記載漏れの補正又は不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。なお、(1) ②の方法により通知した場合であつて、最初の通知日から1か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。

(3) あて先不明等の事由により、(1) ②なお書き又は(2) なお書きの返送が不可能な場合には、当該届出書等の到達日から1年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。

5.3. 届出書等の取下げ

(1) 本則 4-13-2 (3) で規定する取下願出書は、第12号様式とする。

(2) 提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに受付印を押印し、届出書等を届出者に返却するものとする。

(3) 4.2. (4) ③の方法により提出された届出書等にあつては、届出者がオンライン届出システムにおいて取下処理を行うことにより取下願出書の提出に代えることができる。

6. 書面審査の審査日数【事前書面審査の自動車に適用】

書面審査の審査日数は、原則として届出書等の受理日から起算して11業務日以内とする。ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除く。

7. 書面審査【事前書面審査の自動車に適用】

(1) 自動車（複数台数届出や代表届出の場合には対象とした全ての自動車）について、当該届出に係る構造・装置の変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。この場合において、本則 4-15 (6) を適用する改造自動車にあつては、別添4「改造自動車審査要領」の別表第1に規定する範囲の改造を行った部分について、本則及び同別添の別表第3に基づき審査するものとする。

(2) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できない場合には、その他書面として、必要な書面の提出を求めるものとする。

(3) 届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第15号様式）に記録するものとする。なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。

(4) 個別届出又は複数台数届出の場合における、提出された添付資料の写しとそれらの原本との照合については、現車審査が終了するまでの間に、事務所長等が定めた時間帯及び場所にて行うこととし、次のとおり取扱うものとする。

① 4.2. (4) ①又は②の方法により提出された届出書等であって書面審査結果の起案前に原本照合を行った場合は、それぞれの写しに原本と照合済である旨を表示するものとする。

② ①以外の場合は、書面審査結果の起案に際して、第13号様式中の「現車審査における指示事項」欄に添付資料の写しと原本の照合を行うべきことを記載するものとする。

(5) 代表届出の場合における、提出された添付資料の写しとそれらの原本との照合については、書面審査が終了するまでの間に、事務所長等が定めた時間帯及び場所にて行うこととする。

8. 書面審査の決裁等【事前書面審査の自動車に適用】

8.1. 書面審査結果の起案

書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、次の区分に応じた様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。

なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。この場合において、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又はUNR53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」のいずれかのみを審査する場合に限り、事務所長等は稟議方法等を指定することができる。

① 個別届出又は複数台数届出の場合

第13号様式

② 代表届出の場合

第14号様式（その1及びその2）

8.2. 書面審査結果の決裁等

8.1.により事務所長等（代表届出の場合にあつては地方検査部又は沖縄事務所の長）の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。

8.3. 書面審査終了の連絡

(1) 届出書等の受理の際に、書面審査の終了の連絡が必要と申告のあったものについては、終了したことを届出者に速やかに連絡するものとする。

(2) 4.2. (4) ①又は②の方法により提出された届出書等（代表届出に限る。）にあつては、受付印及び事前審査管理番号を付した新規検査等届出書（第1号様式（その1））の写しを届出者に交付するものとする。

(3) 4.2. (4) ③の方法により提出された届出書等（代表届出に限る。）にあつては、別途定める方法で通知するものとする。

8.4. 書面審査が終了した届出書等の保管

書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の受検があるまでの間、事務所長等が定めた場所に保管するものとする。

9. 現車審査

- (1) 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 の規定に基づき実施するものとする。この場合において、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「事前審査管理番号」欄に記載がある自動車の場合には、記載された事前審査管理番号に該当する届出書等の内容との同一性を確認するものとする。
- (2) 細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UNR53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」に係る不適合箇所が確認された場合は、本則 4-13 にかかわらず、次のいずれかにより取扱うものとする。
- ① 技術基準等適合証明書（第 4 号様式）又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第 6-1 号様式）が提出されていた自動車の場合は、この様式を無効とし、灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式）を求めて改めて事前書面審査を実施するものとする。
 - ② 灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式）が提出されていた自動車の場合は、審査当日中に補正を求めるものとする。

10. 届出書等の保存期間

10.1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等

新規検査等の日から 3 年間（代表届出の場合にあつては書面審査が終了した日から 5 年間）、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。ただし、4.2. (4) ③の方法により提出された届出書等にあつては、別途定める方法により保存するものとする。

10.2. 取下願出書（第 12 号様式）受理日から 1 年間、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。

10.3. 新規検査等の受検がない自動車の届出書等

(1) 個別届出又は複数台数届出の場合にあつては、書面審査が終了した日から 1 年を経過した後も新規検査等の受検がない場合には、届出者に対して取下願出書の提出を求めるものとする。

(2) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、各々に定める日以降において当該届出書等を廃棄処分することができる。

① 届出者に対し取下願出書の提出を求めたが応じないときは、取下願出書の提出を求めた最初の日から 4 年を経過した日

② 届出者の所在不明等により、届出者に対し取下願出書の提出を求めることができないときは、所在不明等の事実が判明した日から 1 年を経過した日

並行輸入自動車にかかる事前書面審査関係 [別添 3] において同一構造の二輪自動車であつて一定の要件を満たすものについては、複数台数をまとめて地方検査部又は沖縄事務所に届出することを可能とし、その取扱い及び必要な様式を規定

別添 3 (4-14 関係)

並行輸入自動車審査要領

1. 目的

この要領は、並行輸入自動車の新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る審査を行うにあたり、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の内容について届出を得ることにより、新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

2. 用語の定義

この要領における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (13)「複数台数届出」とは、当該並行輸入自動車を製作した者が同一構造であることを証した複数台数の二輪自動車について、自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸入することを業とするものが行う届出をいう。

3. 届出書等

3.1. 並行輸入自動車届出書及び添付資料

本則 4-14 (2) で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

		並行輸入自動車の区分	
		指定自動車等と関連	不明
添 付 資 料	(略)	(略)	(略)
	複数台数届出書（第 4 号様式）	※1	※1
	同一構造証明書（第 5 号様式）	※1	※1
	(略)	(略)	(略)

備考 (2)※1 は、複数台数届出を行う場合は○印、それ以外の場合は一印とする。

3.2. 届出書等の提出方法

- (1) 届出書等は、並行輸入自動車 1 台毎に 1 部を、新規検査等を受検する事務所等に提出するものとする。

ただし、複数台数の車台番号の記載がある打刻届出書及び同一構造証明書（第 5 号様式）の提出がある二輪自動車については、1 部あたり 50 台を上限として複数台数届出とすることができるものとし、この場合の届出書等の提出先は地方検査部又は沖縄事務所とする。

- (2) 届出書等の提出は、次のいずれかの方法により行うものとする。

ただし、複数台数届出を行う場合にあつては、③の方法に限るものとする。

- ① 事務所長等が定めた時間帯及び場所において、事務所等（地方検査部にあつては検査課）に直接提出する方法
- ② 郵送により提出する方法
- ③ オンライン届出システムにより電磁的に提出する方法

5. 書面審査の審査日数

書面審査の審査日数は、原則として届出書等の受理日から起算して 11 業務日以内とする。

ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間、技術基準等適合証明書（第6号様式）の真正性の照会を行っている期間及びWVTAラベル、FMVSSラベル又はCMVSSラベルの真正性の照会を行っている期間は除く。

この場合において、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、地方検査部又は沖縄事務所の長は管轄する地方事務所に対し、審査所要日数等を指定することができる。

6.2.5. 「車台番号又はシリアル番号」欄

- (1) 自動車通関証明書等に記載されている車台番号又はシリアル番号が記載されていること。ただし、複数台数届出の場合にあっては、当分の間、車台番号に代えて複数台数届出である旨が記載されていればよい。
- (2) 次のいずれかに該当する車台番号が車台に打刻されている並行輸入自動車は、その番号を車台番号とするものとする。
 - ① 打刻様式及び打刻字体が指定自動車等の車台番号と同一と認められる車台番号
 - ② 打刻届出書が提出された二輪自動車等にあっては、打刻届出書に記載されている車台番号
 - ③ 自動車製作者等の資料により、当該並行輸入自動車を特定できる車台番号
- (3) (2) 以外の並行輸入自動車及び車台の製作者が特定されず車名が「不明」となる並行輸入自動車は、現車審査終了後、職権による打刻が必要である旨を運輸支局等へ通知するものとする。

6.3.1. 「車台番号又はシリアル番号の打刻等」欄

- ① 車台番号又はシリアル番号の打刻等の位置が記載されていること。
- ② 車台番号又はシリアル番号の打刻字体等が鮮明に確認できる拓本又は写真が貼付又は添付されていること。

ただし、複数台数届出の場合にあっては、これらを省略することができる。なお、添付することが困難な場合にあっては、その理由を記載するとともに、拓本又は写真が取得できない周辺状況であることがわかる写真が添付されていること。

この場合において、現車が入庫していないため添付できないという理由は認められないものとする。

6.3.2. 「原動機打刻番号等」欄

- ① 原動機打刻番号等の位置が記載されていること。
- ② 原動機打刻番号等の打刻字体等が鮮明に確認できる拓本又は写真が貼付又は添付されていること。

ただし、複数台数届出の場合にあっては、原動機打刻番号等の拓本又は写真の貼付又は添付を省略することができる。

なお、添付することが困難な場合にあっては、その理由を記載するとともに、拓本又は写真が取得できない周辺状況であることがわかる写真が添付されていること。この場合において、現車が入庫していないため添付できないという理由は認められないものとする。

6.5. 自動車通関証明書等

(1) 次に掲げるいずれかの書面の写しが添付されていること。

- ① 自動車通関証明書（通関証明書を除く。ただし、自動車の車台又は原動機のみを輸入したものではなく、自動車として通関したことが確認されたものにあつてはこの限りでない。）
- ② 税関の押印がある輸入（納税）申告書（自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。）
- ③ 打刻届出書（二輪自動車等に限る。）

(2) 現車審査が終了するまでの間に届出者又は受検者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。

なお、複数の並行輸入自動車の記載がある二輪自動車等の自動車通関証明書等にあつては、同証明書等の写しに輸入者（打刻届出書にあつては、打刻の届出者）が原本と相違ない旨の記載又は原本と照合した旨の記載及び印鑑を押印し又は署名したものをもって、原本に代えることができる。

6.6. 複数台数届出書（第4号様式）

複数台数届出を行う自動車の車台番号が記載されていること。

6.7. 同一構造証明書（第5号様式）

(1) 同一構造証明書は、当該並行輸入自動車を製作した者が発行したものであり、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。

この場合において、電子署名が付与された同一構造証明書の電磁的記録が提出された場合にあつては、当該電磁的記録を原本として取扱うものとする。

なお、写しが提出された場合にあつては、書面審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提出を求めるものとする。

(2) 同一構造証明書に記載されている車台番号は、複数台数届出書に記載されているものと一致していること。

(3) 同一構造証明書が真正なものであるか疑義がある場合には、別途定める方法により本部に照会のうえ判断するものとする。

なお、届出者に対し「同一構造証明書の真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査日数の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。

6.14.4. WVTA ラベル、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル

(2) 複数台数届出の場合にあつては、当該届出中の1台の車台番号と一致する WVTA ラベル、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルの写真が添付されていればよい。

なお、このラベルは、当該届出中の全ての自動車において同一の様式であること。

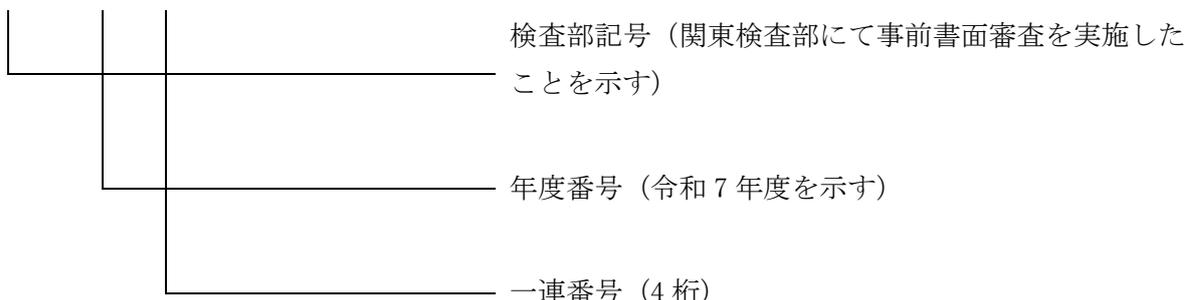
7. 書面審査の決裁等

7.1. 書面審査結果の起案

(2) 複数台数届出の場合にあつては、第10号様式中の「その他」欄に並行輸入自動車事前審査管理番号を記載するものとする。なお、並行輸入自動車事前審査管理番号は、検査部記

号、ハイフン、年度番号、ハイフン及び一連番号（4桁）を組み合わせたものとし、構成は次のとおりとする。

KNT-07-0001



地方検査部名	検査部記号	地方検査部名	検査部記号
北海道検査部	HKD	近畿検査部	KNK
東北検査部	THK	中国検査部	CGK
関東検査部	KNT	四国検査部	SKK
北陸信越検査部	HKR	九州検査部	KYS
中部検査部	CBU	沖縄事務所	OKN

7.2. 書面審査結果の決裁等

7.1.により事務所長等（複数台数届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所の長）の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。

7.3. 書面審査終了の連絡

- (1) 届出書等の受理の際に、書面審査の終了の連絡が必要と申告のあったものについては、終了したことを届出者に速やかに連絡するものとする。
- (2) 複数台数届出の場合にあっては、届出者に対し並行輸入自動車事前審査管理番号のお知らせ（第12号様式）を交付するとともに、現車審査時に当該書面及び原本照合が必要な書面の提示が必要な旨を通知するものとする。

この際、届出者に対し当該事前審査管理番号の有効期限（書面審査が終了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年とする。）を通知するものとする。

8. 現車審査

- (2) 複数台数届出が行われた自動車の現車審査は、受検者に対し並行輸入自動車事前審査管理番号のお知らせ（第12号様式）の提示を求め、当該事前審査管理番号に係る届出書等を用いて、本則4-7及び8.1.から8.7.までに掲げる規定に基づき実施するものとする。

この場合において、第10号様式中の「現車審査における指示事項」欄に原本の照合を行うべきことが記載されている書面について受検者に対し原本の提示を求め、書面審査が終了した届出書等と照合すること。

なお、書面審査が終了した届出書等と当該並行輸入自動車の構造・装置に技術基準等に影響のある相違がある場合には、書面審査を行った地方検査部又は沖縄事務所に連絡するものとする。

自動車のヘッドライトのオートレベリングの装備を拡大します！

～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

自動車は、後部座席に人が乗車したり、トランクに荷物が積載されている状態では、車両後部が下がるため、ヘッドライトの光の向きを調整しない場合、ヘッドライトが上を向き、対向車のドライバー、特に高齢者ドライバーに眩しさを与えるリスクがあります。

そこで、2006年の新車から、光源が明るいヘッドライトを備えた自動車を対象として「ヘッドライトの上下の照射方向を自動で調整するオートレベリング」を備えなければならないこととしていますが、依然として、ヘッドライトの眩しさにより、周囲の自動車等の発見が遅れ、事故に繋がったというケースが過去10年間（2012～2021年）で300件以上発生しています。

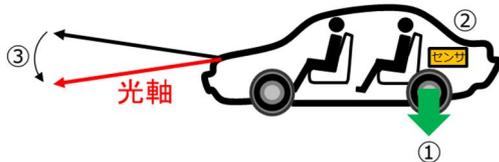
このような事故を防止するため、オートレベリングの装備拡大が国際的に議論されてきたところ、今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、このオートレベリングに関する基準改正が合意されたことなどを踏まえ、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の改正を行います。

1. 主な改正の概要

オートレベリング（自動式の前照灯照射方向調節装置）について、光源が2,000lm超の高輝度のすれ違い用前照灯を有する自動車は備えることとなっていたところ、国際的な合意に伴い、光源の輝度にかかわらず、レベリング装備を必要とする全ての自動車[※]に備えることとする。

※ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車等を除く。

【オートレベリングの作動イメージ】



- ①乗員や荷物の重さにより、車両後部が下がる
- ②車両に搭載したセンサにより車両の傾きを検知
- ③上を向いた光軸を適切な角度へ自動的に補正

【適用日】

- (1) 乗車定員10人以下の乗用車等
新 型 車：令和 9年9月1日
継続生産車：令和 12年9月1日
- (2) 車両総重量3.5t超の貨物車及び
乗車定員11人以上の乗用車
新 型 車：令和 10年9月1日
継続生産車：令和 13年9月1日

2. 公布・施行

公 布：令和6年（2024年）9月20日

施 行：令和6年（2024年）9月22日

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、木下

電話 03-5253-8111（内線42532）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田

電話 03-5253-8111（内線42313）、03-5253-8596（直通）

装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令 並びに 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 192 回会合において、「運転操作支援機能に係る協定規則（第 171 号）」が新たに採択されたほか、「灯火器の取付けに係る協定規則（第 48 号）」等の改訂が採択された。

これを踏まえ、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行う。

2. 概要

(1) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行う。

- ① 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 171 号に基づき認定されたかじ取装置を追加する。
- ② 協定規則の改訂に伴い、装置型式指定規則において引用する協定規則の版数を以下のとおり改める。

第 46 号第 5 改訂版	⇒	第 46 号第 6 改訂版
第 48 号第 8 改訂版	⇒	第 48 号第 9 改訂版
第 130 号	⇒	第 130 号改訂版

(2) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

協定規則第 171 号の新規採択に伴い、法第 102 条第 4 項及び道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき型式指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を新たに規定するほか、所要の改正を行う。

(3) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

自動式の前照灯照射方向調節装置について、光源が2,000lm 超の高輝度のすれ違い用前照灯を有する自動車は備えることとなっていたところ、協定規則第48号の改訂に伴い、光源の輝度にかかわらず、前照灯照射方向調節装置を必要とする全ての自動車※に備えることとする。

※ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車等を除く。

【適用日】

(1) 乗車定員10人以下の乗用車等：

【新型車】 令和9年9月1日

【継続生産車】 令和12年9月1日

(2) 車両総重量3.5t超の貨物車及び乗車定員11人以上の乗用車：

【新型車】 令和10年9月1日

【継続生産車】 令和13年9月1日

(4) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和6年9月20日

施 行：令和6年9月22日

令和6年10月1日
物流・自動車局
自動車整備課

冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が増加する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

令和4年2月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同年12月に中間とりまとめを公表しました。調査結果から、事故車両の多くにタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分である等、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていないなどの問題点が確認されており、昨年度においても引き続き同様の事例が確認されています。

こうした状況を踏まえ、令和6年10月から令和7年2月にかけて「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

【主な取組】

- 大型車のタイヤ脱着や保守を行う関係者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図ります。
- 例年、車輪脱落事故は冬用タイヤへの交換など車輪脱着作業から1～2ヶ月後が大半を占めており、積雪予報が発せられた直後に交換作業が集中し作業ミスが発生しやすい状況にあります。そのような中、不適切な脱着作業が確認されていることから、余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進します。
- 令和4年12月の中間とりまとめにおいて、タイヤ脱着作業による人為的な作業ミスを前提としたハード対策の推進について、早期の開発や製品化が提言されました。これを受け、近年、開発された車輪脱落事故防止対策品は、安全の確保のみならずドライバーの負担軽減も期待されること、普及促進のために数百台規模で実証調査を実施します。



<添付資料>

別紙1：車輪脱落事故発生状況

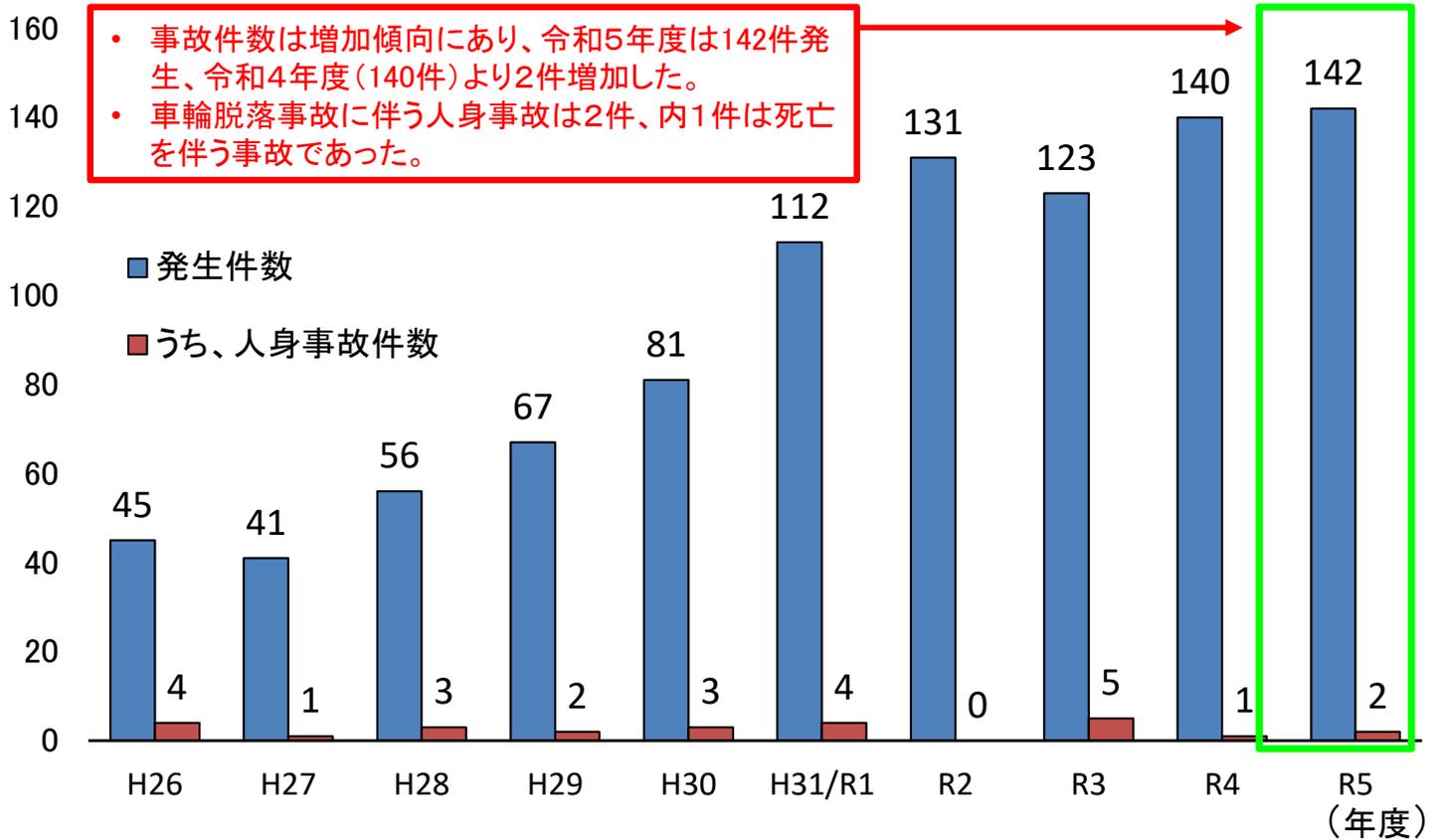
別紙2：車輪脱落事故防止対策品の実証調査

別紙3：大型車の車輪脱落事故防止のための啓発チラシ

<問い合わせ先>

物流・自動車局自動車整備課 杉本、坂本
代表：03-5253-8111（内線：42413）
直通：03-5253-8599

(件) 年度別の大型車の車輪脱落事故の発生件数(過去10年間)



※ 車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバスであって、ホイール・ナットの脱落又はホイール・ボルトの折損により、タイヤが脱落した事故

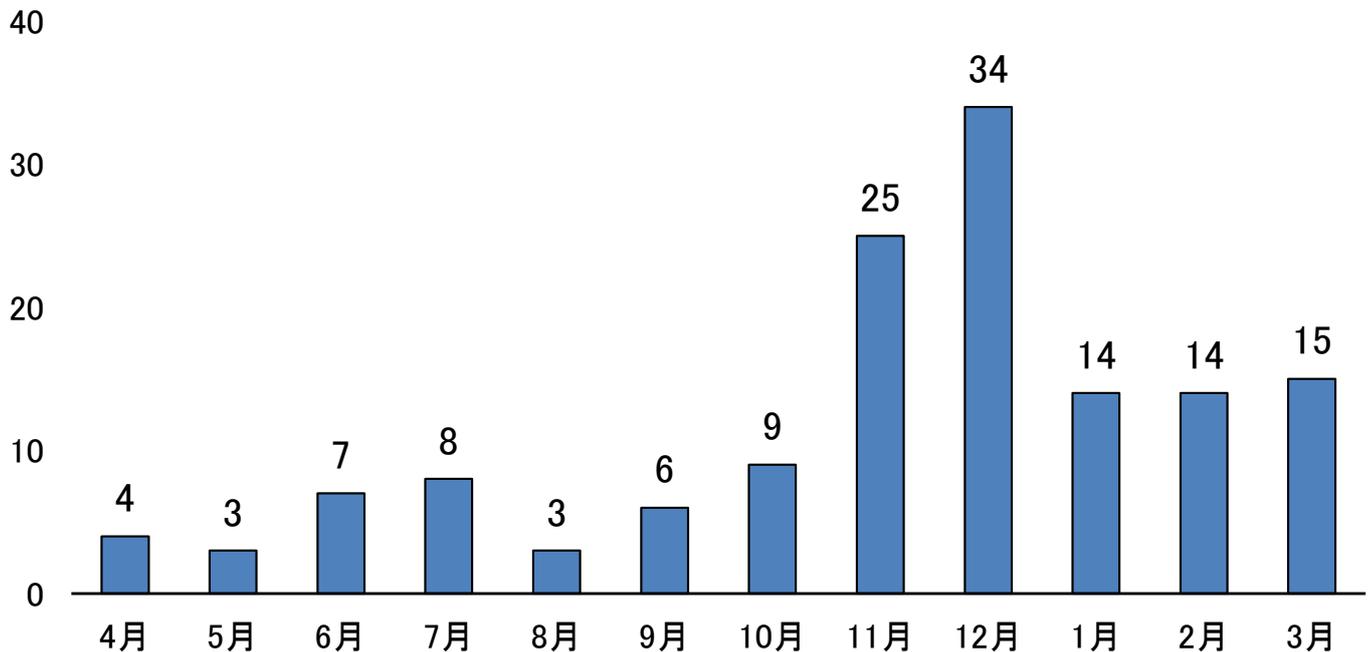
出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故の月別発生件数(令和5年度)

(件)

n=142

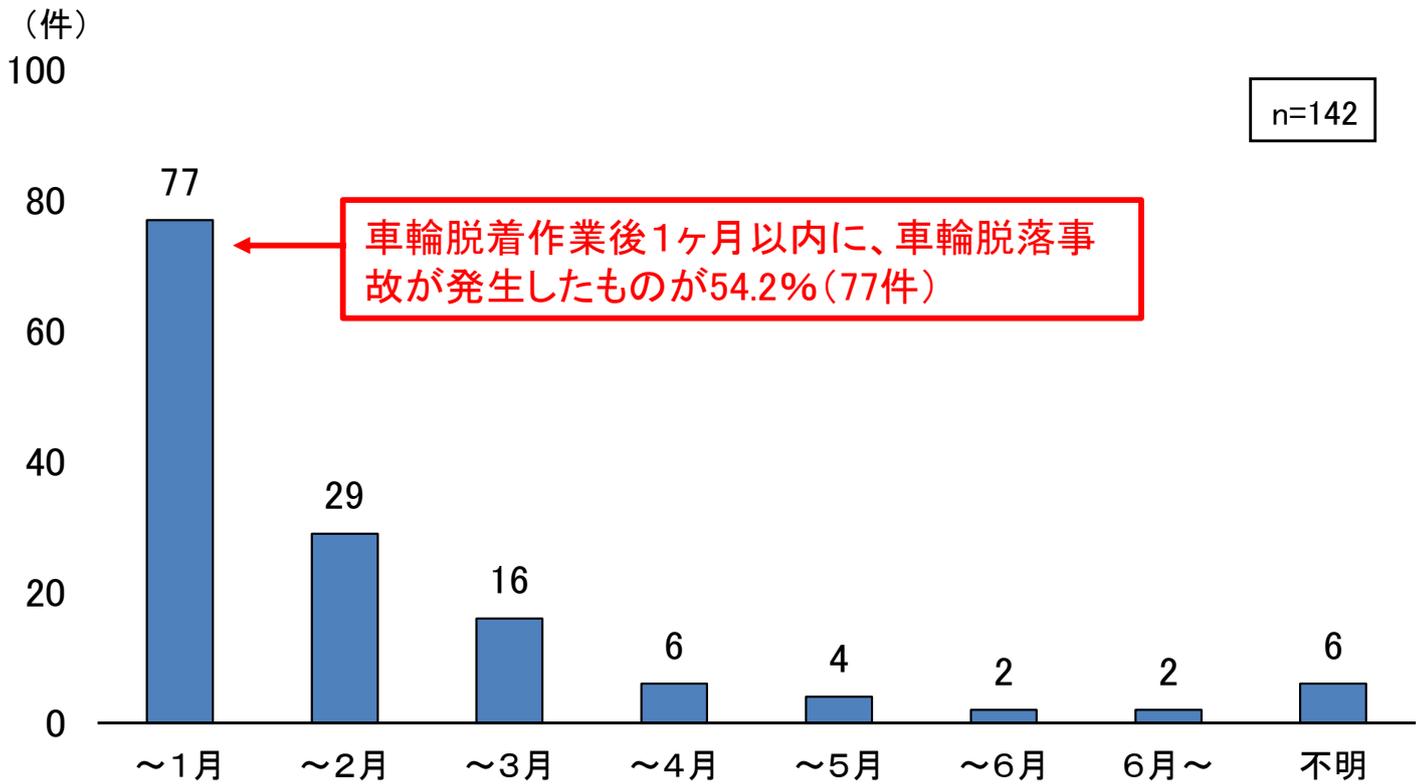
142件のうち、11月～2月に61%(87件)発生と冬期に集中



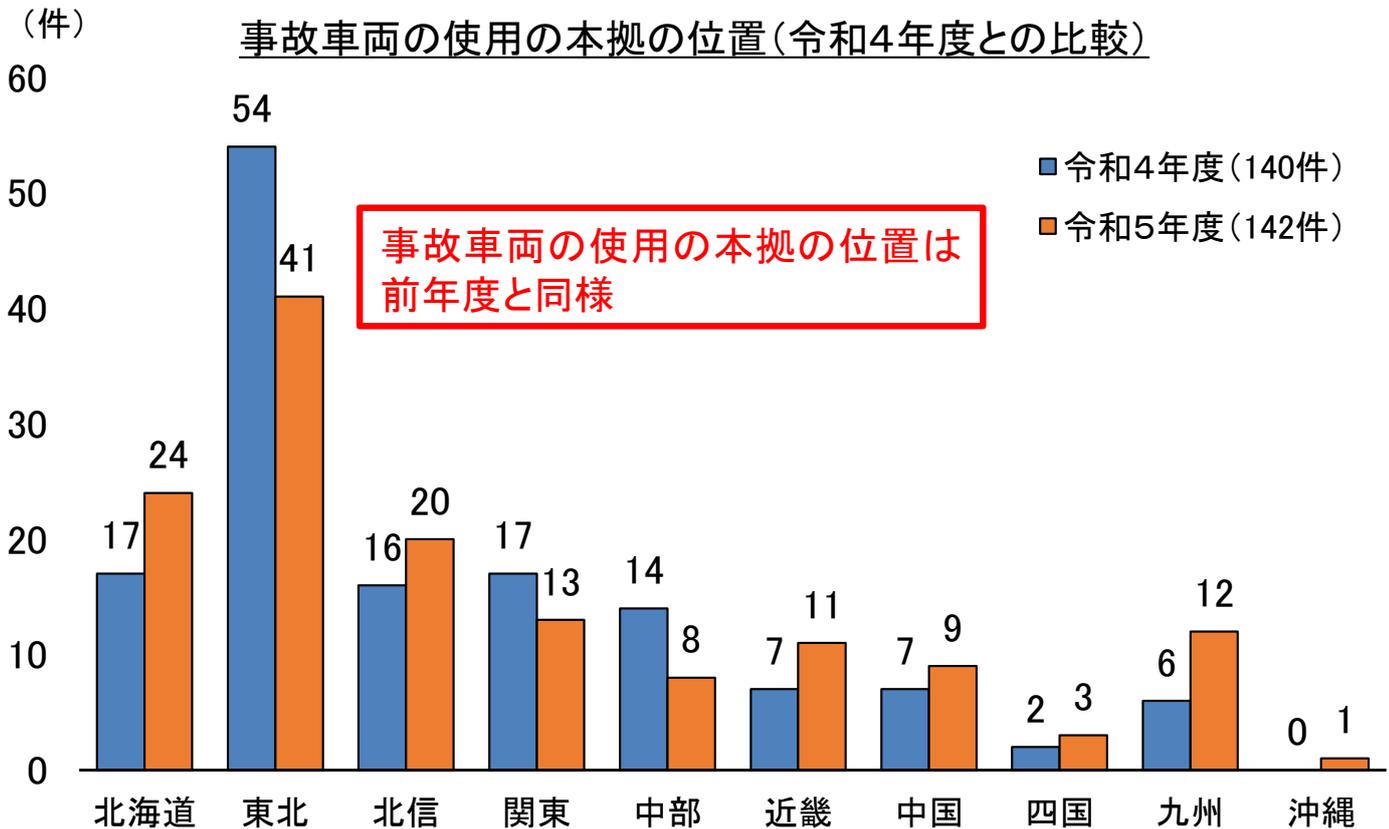
出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況

車輪脱着作業から車輪脱落事故発生までの期間(令和5年度)

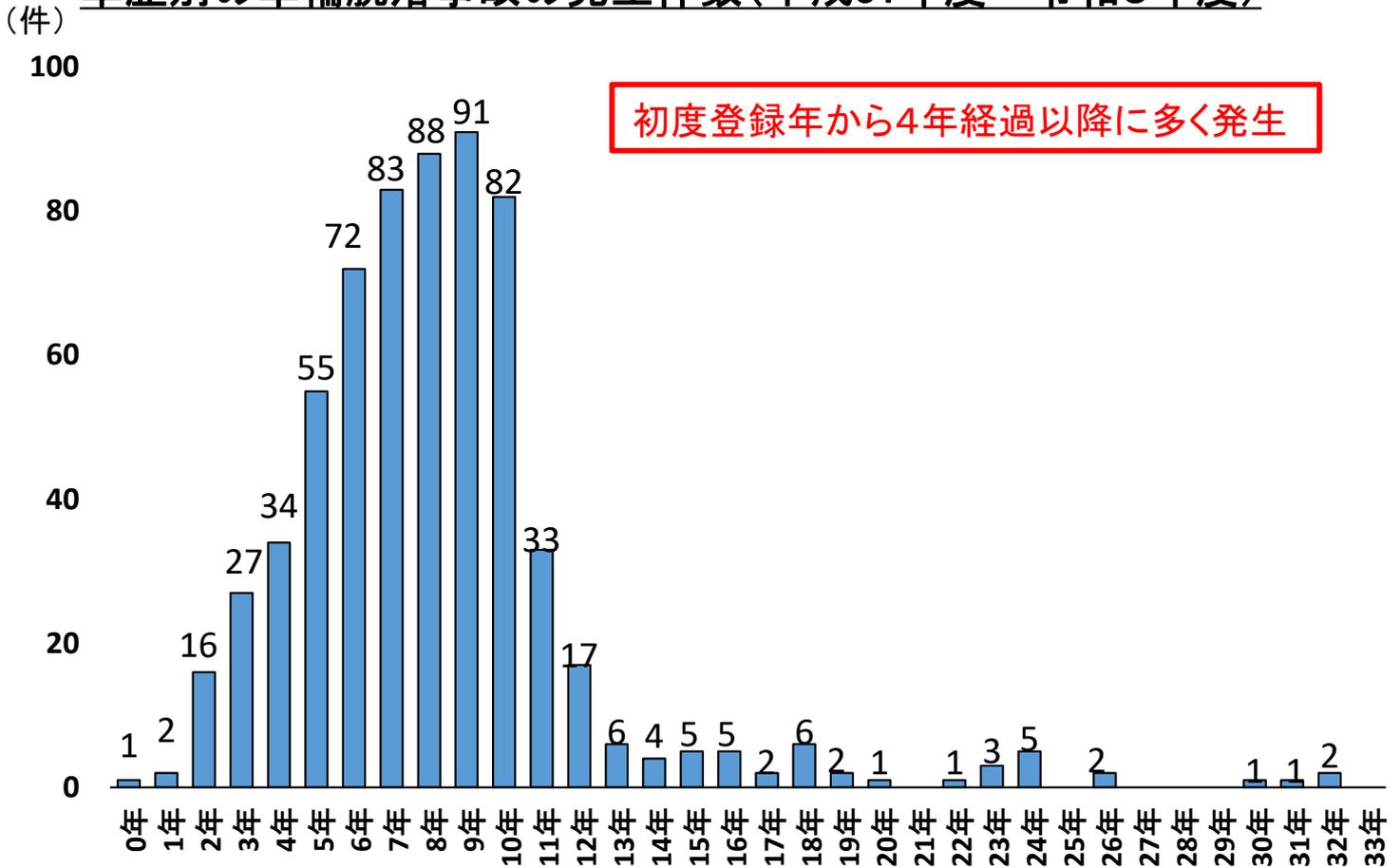


出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告



車輪脱落事故発生状況

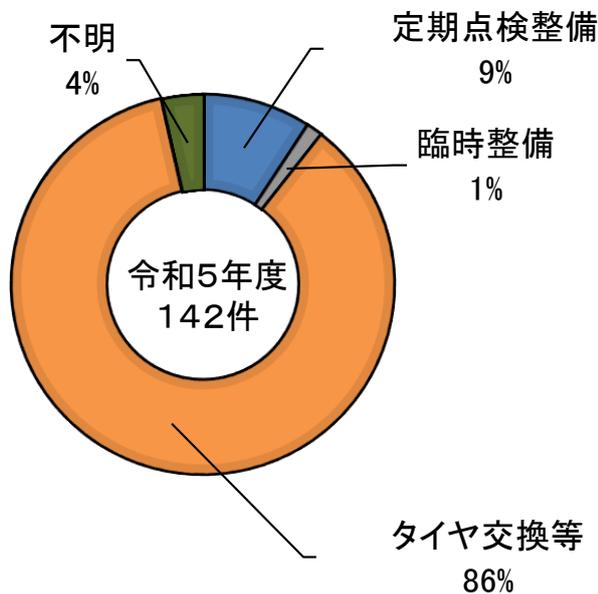
車歴別の車輪脱落事故の発生件数(平成31年度～令和5年度)



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

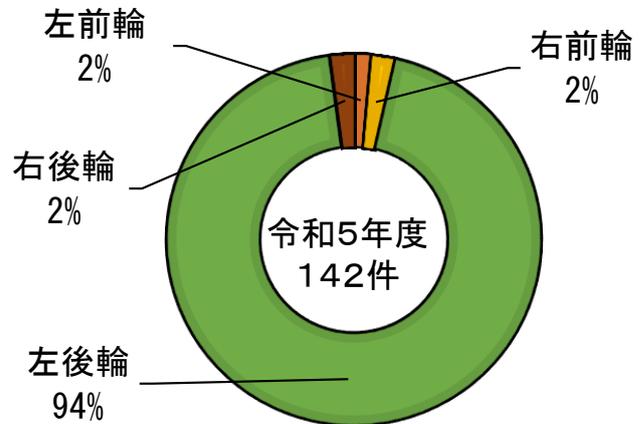
冬用タイヤなどタイヤ交換等が大半を占める

タイヤ脱着作業内容別



左後輪に集中する傾向は、前年度と変化なし

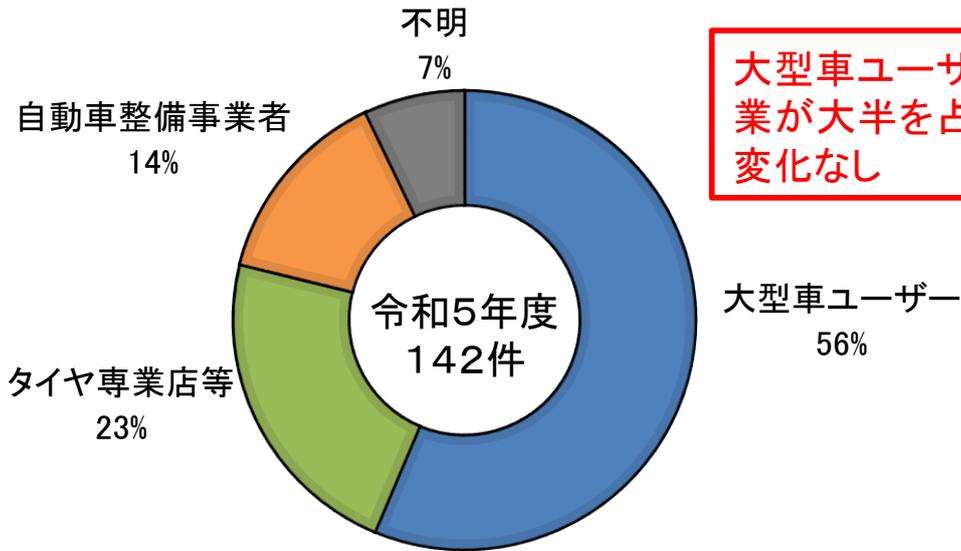
脱落した車輪位置



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況

タイヤ脱着作業実施者別



大型車ユーザー自らのタイヤ脱着作業が大半を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ脱着作業実施者別 **タイヤ脱着作業時**における不備(令和5年度)

➤ 各作業実施者に同種不備があり、潤滑剤塗布未実施(不適切)の割合が高い

作業実施者	大型車の使用者 (80件のうち)	タイヤ専門店 (32件のうち)	整備事業者 (20件のうち)
作業等不備割合 ※1件に複数の 不備もあり	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【40%以上】	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【28.1%以上】	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【35%以上】
	トルクレンチ等不使用 【37.5%以上】	トルクレンチ等不使用 【12.5%以上】	トルクレンチ等不使用 【15%以上】
	ホイール・ナット等清 掃未実施 【16.2%以上】	ホイール・ナット等清 掃未実施 【6.2%以上】	ホイール・ナット等清 掃未実施 【5%以上】

※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

※ 各母数は調査できなかったものも含まれているため、各割合は●%以上と表示した

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故車両調査

- 令和5年度に発生した車輪脱落事故車両142台のうち119台に対して、各部品に劣化・損傷状態や、タイヤ脱着作業の実施状況を確認する事故車両調査を実施した。
- 事故車両調査の結果、
 - ・タイヤ脱着作業時に適切な点検・清掃、潤滑剤の塗布や劣化した部品の交換がされていない車両
 - ・タイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない車両などが確認された。

事故車両調査により確認された各部品の劣化・損傷事例

スムーズに回転しないホイール・ナット



ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットとワッシャがスムーズに回転しない。

著しいさびや汚れによるホイール・ナットとワッシャの固着



著しいさびによるディスク・ホイールの損傷



ディスク・ホイールのボルト穴や、ホイールの当たり面に、著しいさびによる劣化や損傷

ハブのホイール当たり面に著しいさび等の付着



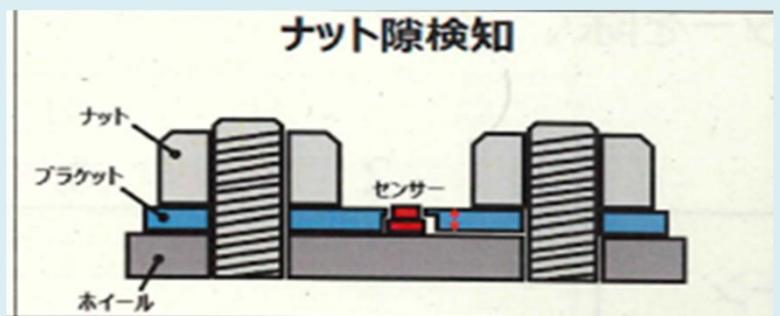
- ◆ 令和4年12月に策定された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」中間とりまとめにおいて、タイヤ脱着作業者による人為的な作業ミスを前提としたハード対策の製品化に向けた取り組みの推進が提言。
- ◆ 近年開発された車輪脱落事故防止対策品は、安全の確保のみならずドライバーの負担軽減も期待されることから、普及促進のために実証調査を実施。

実証調査概要

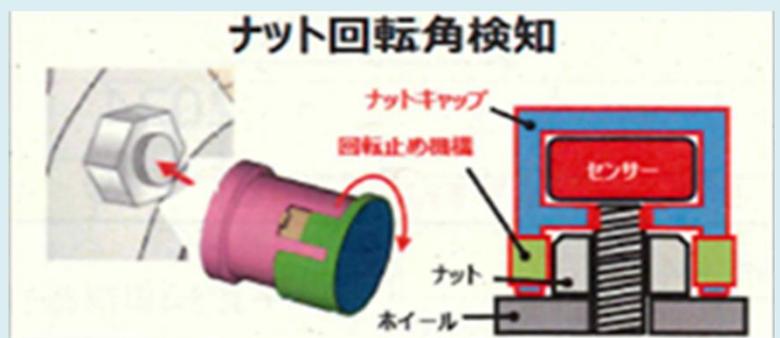
- 積雪地域のトラック事業者に対し、本実証への協力依頼
- 協力事業者は、後付け品を購入・使用し、アンケートに回答【年内とりまとめ】
- 実証結果やアンケート結果等を基に補助ガイドラインの策定

実証対象の後付け装置

- ナットとホイールの間にセンサーを挟み、ナットのゆるみに伴うナットとホイールの隙間を検知し、運転者席に警告を表示



- ナットに、センサーのついたナットキャップを取付け、ナットのゆるみによるキャップの回転を検知し、運転者席に警告を表示



防ごう大型車の車輪脱落事故

お

おとさぬための 点検整備

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。

だめだよ

メンテしなくても大丈夫です!!
がんばります!!



と

トルクレンチで 適正締め付

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。

手クレンチで



さ

さびたナットは 清掃・交換

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。

まだ使える!!



もうあぶないですよ



な

ナット・ワッシャー 隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーもすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませてください。

オイルぬって
くださる



はい

い

いちにち一度は ゆるみの点検

運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見て手で触るなどして点検します。

しまっ
てい
こう



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」]、
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



注意 ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について

ISO方式

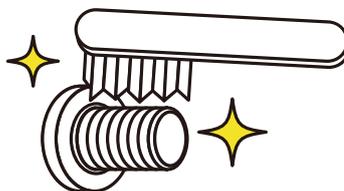
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の
注意点だよ!

ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの履き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		



令和6年10月4日
北海道運輸局
自動車技術安全部

車検前の適切な点検・整備へのご協力をお願いします！！

～ 再検査を減らし、スムーズな車検の実現に向けて ～

北海道運輸局では、管内の運輸支局に検査・登録手続きのために来庁される方々の“混雑解消”に向けて取り組んでいます。
混雑の要因の一つでもある「車検時の不合格及び再検査状況」を調査したところ、北海道の不合格及び再検査の割合は、全国で最も高い水準が続いていますので、ご利用される皆さまに状況を広く理解していただき、より一層の受検前の適切な点検と整備の徹底をお願いします。

1. 調査概要

調査期間：令和3年度、令和4年度、令和5年度の年度毎

調査対象：各運輸支局へ車両を持ち込んで受検する継続検査

調査項目：受検車両台数、受検車両台数に対する不合格※1割合及び再検査※2割合

※1：不合格とは、検査受検したが不適合箇所があり、かつ車検を更新できなかったもの

※2：再検査とは、検査受検した際に不適合箇所があったもの

2. 調査結果

【年度別 受検車両台数と不合格及び再検査割合】

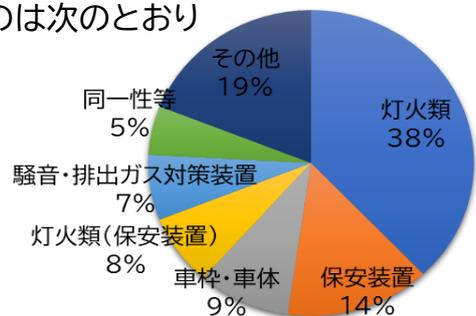
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受検車両台数	北海道：211,576台 全国：5,053,319台	北海道：221,800台 全国：5,241,736台	北海道：220,055台 全国：5,158,216台
不合格割合	北海道：3.5% 全国：1.6%	北海道：3.4% 全国：1.6%	北海道：3.7% 全国：1.7%
再検査割合	北海道：16.3% 全国：10.3%	北海道：16.9% 全国：10.4%	北海道：17.4% 全国：10.7%

○ 北海道における受検車両台数に対する不合格及び再検査割合は、全国の各地方運輸局の中で最も高い水準であり、特に、不合格の割合は、全国平均の約2倍である

○ 令和5年度の北海道における再検査のうち多いものは次のとおり

※(独)自動車技術総合機構北海道検査部の調査による

- ・灯火類の不適合 再検査全体のうち約38%
例)ヘッドライトの向きや明るさ等
 - ・保安装置の不適合 再検査全体のうち約14%
例)ウォッシャーやクラクションの故障等
 - ・車枠・車体の不適合 再検査全体のうち約9%
例)車体表示なし、ボディの錆による腐食等
- 別紙を併せてご確認ください



令和5年度の再検査内訳

自動車点検整備推進運動



9月及び10月は自動車点検整備
推進運動強化月間です

安全と環境保全には、点検・整備が必要です

お問い合わせ

自動車技術安全部

技術課 谷原 電話:011-290-2753

整備・保安課 佐藤(一) 電話:011-290-2752

○再検査が多い項目の主な内容

項目	小項目	主な内容
灯火類	ヘッドライト フォグランプ スモール ブレーキ ハイマウントストップランプ ナンバー灯 ウインカー バックランプ 等	ヘッドライトの明るさや向き 球切れによる不点灯 取付け位置が適切ではない 不適切な補修(破損をテープで補修等)
保安装置	窓ガラス クラクション 非常信号用具(発煙筒) ワイパー・ウォッシャー	規定外標識、着色フィルム、吸盤 鳴らない、音色、大きさ 備え付けがなし ワイパーの損傷、ウォッシャーが出ない
車枠・車体	車枠・車体 回転部分 車体表示	錆による腐食 車体からタイヤが突出している 最大積載量の表示がない

ヘッドライト表面の曇り (明るさ不足)	窓ガラスへの吸盤貼付	錆による穴あき
		

○その他危険な例

ブレーキパイプの損傷による ブレーキ液漏れ	リーフスプリングの損傷(折 れ)	マフラーの損傷
		



「自動車点検整備推進運動」に関する情報や各種チラシ等はこちら

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t3/t3-1/>



「フルフラット座席を備える高速バスの安全性に関するガイドライン」の公表

～高速バス等のフルフラット座席の安全対策～

国内の高速バスにおいて、深夜移動の乗客のニーズへの対応を目的として、フルフラットの状態でリクライニングした座席を備える大型バスの導入が求められています。

このため、国土交通省では、車両安全対策検討会における審議を踏まえ、フルフラット座席を備える高速バスの安全性に関する要件をまとめたガイドラインを策定しました。

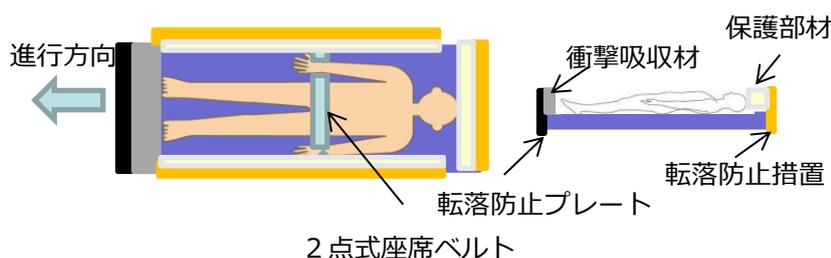
これにより、フルフラット座席に適した座席ベルトや保護部材等の安全装置を備えたバス車両の開発が促進されることで、ニーズに対応しつつ、安全性の向上が図られることが期待されます。

<ガイドラインの概要>

(主な要件)

- ・座席は前向きに備えられていること。
- ・転落防止プレート及び衝撃吸収材等を備えること。
- ・転落防止措置及び保護部材を設けること。
- ・2点式座席ベルト等が備えられていること。
※3点式座席ベルトは衝突時に乗客の頸部を圧迫するおそれがあるため使用しない。

ガイドラインに適合するフルフラット座席の例



【参考資料】

(別添1) フルフラット座席を備える高速バスの安全性に関するガイドライン (概要)

(別添2) フルフラット座席を備える高速バスの安全性に関するガイドライン (本文)

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、森

電話 03-5253-8111 (内線 42525)、03-5253-8602 (直通)

フルフラット座席を備える高速バスの安全性に関するガイドラインの概要

- 移動時間の長くなる高速バスでは、フルフラットになる座席が開発され、市場投入が予定されているものもある。
- フルフラット座席について、走行中の安全性が確保できるよう、衝突試験結果を踏まえた必要な安全対策をまとめる。

1. 適用範囲

フルフラット座席を備える乗車定員 1 人以上の高速バスに適用。

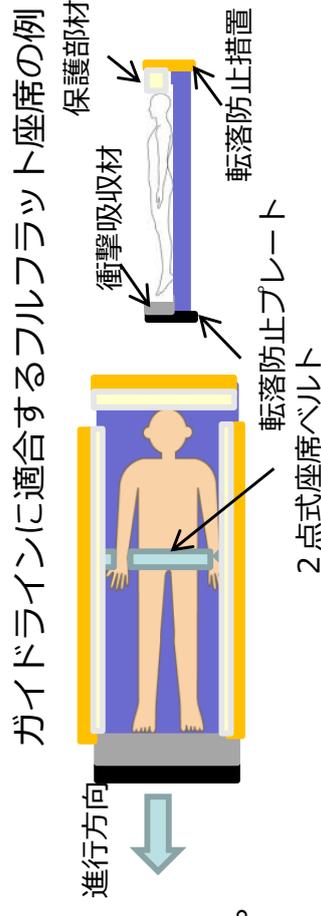
2. ガイドラインの概要

- (1) フルフラット座席の構造基準
 - ① 衝突時に乗客の頭部・頸部を保護する観点から、座席は前向きに備えられていること。
 - ② 衝突時に乗客の転落・受傷等を防止する観点から、転落防止プレート※及び衝撃吸収材等を座席の脚部分（座席前部）に備えること。
※例 転落防止プレートは900kgの力に耐えられるもの。
 - ③ 旋回時等の転落を防止する観点から、転落防止措置及び保護部材を座席の頭部及び側面方向に設けること。
 - ④ 車両転覆時に乗客が座席から放出されることを防止する観点から、2点式座席ベルト※が備えられていること。

※3点式座席ベルトは衝突時に乗客の頸部を圧迫するおそれがあることを周知する。

(2) その他の安全対策

- ① 脱出時の動線の確保及びその手順や経路の表示。
- ② 動線を確保するための乗客手荷物置き場の確保。
- ③ 乗降時や非常時に補助が必要な乗客への事前の利用案内。





令和6年12月24日
物流・自動車局
技術・環境政策課

保安基準に適合した電動キックボード等を購入・使用しましょう！

～インターネット等において販売されている車両に気を付けましょう～

国土交通省では、特定小型原動機付自転車（電動キックボード※¹等）について、保安基準不適合品の流通防止を図っています。

インターネット等で流通している車両を抜き取り、現車確認を行った結果、20車種で保安基準不適合が確認されました。このうち、未だ不適合品が市場に残っている車種について、国土交通省ホームページで公表しています。

インターネット等で特定小型原動機付自転車を購入し、公道で使用する際は、保安基準に適合したものを選んでいただきますようお願いいたします。

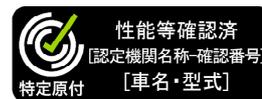
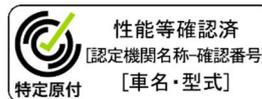
※1 電動キックボードには特定小型原動機付自転車のほか、一般原動機付自転車に該当するものがあります。

1. 特定小型原動機付自転車の安全性の確保について

(1) 性能等確認制度について

国土交通省では、特定小型原動機付自転車（特定原付）の保安基準適合性等を確認する「性能等確認制度」を令和4年12月に創設し、現在、保安基準への適合が確認された84車種を国土交通省ホームページで公表しており、これらの車種の車体には「性能等確認済」を示すシール※²が貼付されています。

※2 シールの様式



(2) 市場調査（サーベイランス）について

国土交通省では、インターネット等において流通している特定原付の市場調査を実施し、

- ・ 性能等確認を受けずに保安基準不適合のおそれがある42車種
- ・ 性能等確認を受けた車種の均一性事後確認のための4車種

の計46車種を市場から抜き取り、現車確認を実施しました。

その結果、20車種で保安基準不適合が確認され、このうち15車種は市場に未対応の不適合品が残っている状態であり、車種名・外観等を国土交通省ホームページで公表するとともに、当該車両の製造・販売事業者に対して、車両の改良、既に販売した車両の不適合箇所の改修等の指導をしております。

更に、オンラインマーケットプレイスでは不適合車両を削除済みであり、また、警察庁、消費者庁及び経済産業省に対して情報提供を行っております。

国土交通省では、引き続き市場調査を行い、不適合品の流通防止を図ってまいります。

2. 特定原付を購入・使用される皆様へ

インターネット等で特定原付を購入する際は、保安基準不適合品にご注意ください。商品説明欄に「公道走行不可」等の記載がなされているものがありますので、よくお確かめください。

保安基準適合性等が確認された特定原付の車種一覧、市場サーベイランスに関する詳細及び不適合品の情報提供窓口は、以下のページをご覧ください。

■ 国土交通省ホームページ

特定小型原動機付自転車について：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000058.html

<問い合わせ先>

物流・自動車局 技術・環境政策課 島、柳原

電話 03-5253-8111（内線 42254）、03-5253-8591（直通）

市場に流通する特定小型原動機付自転車の 保安基準適合性の確認フローチャート

参考資料

令和6年12月24日現在

国土交通省で確認できた特定小型原動機付自転車

保安基準適合性等の確認（性能等確認）を受けた車種

84車種

確認済車種一覧

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001622342.pdf>



性能等確認済

[認定機関名称-確認番号]

[車名・型式]

性能等確認を受けずに
インターネット等で
販売されている車種

性能等確認 申請中

市場調査（サーベイランス）

現車確認試験を実施したもの

46台（46車種）

均一性事後確認
4車種

保安基準適合性に
疑いのあるもの
42車種

保安基準適合が確認されたもの

26台（26車種）

保安基準不適合が確認されたもの

20台（20車種）

- ・車両の改良、既販車の改修措置等を指導
- ・オンラインマーケットプレイスへ削除を依頼
- ・関係省庁に情報共有し、取締り、措置命令等に活用

令和6年12月24日

6車種追加

全ての
保安基準不適合品について
改修等の対応済

5車種

未対応の保安基準不適合品あり

15車種

- ※ 全車種、不適合品の**新車販売を停止中**
- ※ メーカーは、**既販車の改修措置等を実施中**

不適合車種及び対応状況一覧

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001713077.pdf>

令和7年3月24日
物流・自動車局
自動車整備課

令和6年度補正予算スキャンツール補助事業を開始します！

～自動車の電子装置の故障探求をサポートする整備機器の導入等を支援します～

国土交通省は、自動車整備技術の高度化を図り、自動車の事故防止を推進するため、自動車整備事業者に対してスキャンツールの導入等を支援します。

1. 申請期間

令和7年3月31日（月）10:00 ～ 令和8年1月30日（金）17:00（**先着順**^{※1}）

※1 予算がなくなり次第終了。

2. 補助対象事業者

自動車整備事業者^{※2}

※2 電子制御装置の認証を受けていない事業者にあつては、今後認証を申請予定である者に限る。

3. 補助概要

（1）一定の要件を満たすスキャンツール（構成部品であるPC等を含む）を購入する経費の一部を補助
（補助率：1／3、1事業場あたりの補助上限額：15万円）

（2）スキャンツール活用のための研修の受講費の一部を補助
（補助率：1／3、1事業場あたりの補助上限額：1万円）

注）令和6年4月1日以降にスキャンツール等を購入又は研修を受講した費用が補助対象になります。

4. 申請方法及び問い合わせ先

補助対象機器・研修、公募要領、申請様式など補助事業に関する詳細につきましては、下記のHP開設後に補助事業の事務を行う「TOPPAN株式会社」へご相談ください。

TOPPAN株式会社（補助事務執行団体）

ホームページ：<http://hogo-zoushin-r6h.jp/>

注）**公募の受付は令和7年3月31日10時より開始します。**

5. その他

予算に達し公募を終了する場合、上記ホームページにてお知らせ致します。

【問い合わせ先】

（注：**申請に関するお問い合わせは、補助事務執行団体のHPに掲載されているコールセンターをご利用下さい。**）

国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課 田村、山口

TEL：03-5253-8111（代表）（内線：42415）

スキヤンツール 補助金

先着順

予算がなくなり次第終了

> 交付申請受付期間

令和7年3月31日(月) 10:00~令和8年1月30日(金) 17:00

> 補助対象

令和6年4月1日以降に購入し、かつ、補助対象機器一覧に記載があるもの*

※スキヤンツールのために使用することを目的とした情報端末(PC・タブレット)を含む

> 備考

既に補助金を受領した事業者の方も、別途購入された対象機器であれば申請可能な場合あり

詳細はこちらのQRコードを読み込んでご確認ください



<https://hogo-zoushin-r6h.jp/>

電話によるお問い合わせ先はこちら

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局

☎ 03-4446-4346

受付時間 9:00~18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く

交付申請受付中



国土交通省

OBD確認について

特定DTC※¹の多くは、メーターのチェックランプと連動していません。そのため、検査場の検査において「OBD不適合」が判明する事例が多く見受けられます。働き方改革・顧客要望・納車管理の観点からもOBD確認の導入をご検討ください。

OBD確認には、インターネット環境・OBD検査用スキャンツール・パソコン（Windows11以降対応機器推奨）の購入が必要です。

現在、補助金受付中です。是非、ご利用ください。

■OBD確認導入のメリット

- ①. 自社工場で、数十秒程度のOBD確認を実施した時点で、不適合箇所の有無を確認することができます。
検査場にてよくある事例（いずれもチェックランプ不点灯）
 - ・バンパー脱着作業後のセンサー通信途絶エラー
 - ・テレビを走行中視聴可能にするため、車速センサーを改造したことによるABS制御エラー
- ②. 自社工場で受検日含め5日の間にOBD確認を実施した場合は、検査場での検査を省略※²します。
- ③. OBD確認にかかる諸費用も自動車ユーザー等へ請求することができ、価格も自社にて定めることができます。

※1 特定DTC（Diagnostic Trouble Code）とは、OBD検査において、車両の保安基準を満たさなくなる故障診断コードです。

※2 替え玉受検の防止のため、検査場にて抜き打ちでOBD検査を実施することがあります。

OBD検査についてはコチラ →
国土交通省 HP



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology



令和 7 年 6 月 17 日
物流・自動車局車両基準・国際課
審査・リコール課

ペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載を義務づけます！

～道路運送車両の保安基準等の一部改正について～

「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」は、高齢者等がブレーキペダルとアクセルペダルを踏み間違えたことによる事故を防止する日本発の安全技術です。

国土交通省では、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において、この日本発の技術を国際基準とすることで、昨年11月に合意されたところです。

今般、道路運送車両の保安基準等を改正し、乗用車について、国際基準に適合する装置の搭載を義務づけることとします。

これにより、ペダル踏み間違いによる事故のより一層の削減が期待されます。

1. 主な改正の概要

(1) 「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の義務付け

電気自動車を含め、オートマの乗用車（クラッチペダルのない乗用車）には、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る協定規則」に適合する装置を備えなければならないこととします。（詳細は別紙参照）

【適用時期】

新型乗用車：令和 10 年 9 月 1 日（輸入車は令和 11 年 9 月 1 日）

(2) 農耕トラクタ等の特殊自動車の安全対策等

① 令和 6 年 8 月に開催された農林水産省農作業安全検討会での検討の結果等を踏まえ、農耕トラクタの運転者席に座席ベルトを備えなければならないこととします。

【適用時期】

新型車、継続生産車：令和 9 年 1 月 1 日

② 林野庁において推進している高性能林業機械の導入への対応として、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える灯火器及び後写鏡については、一定の条件のもと、作業時に取り外しを可能とすることとします。

2. 公布・施行

公布：令和 7 年 6 月 17 日

施行：令和 7 年 6 月 17 日（一部、同年 6 月 23 日、同年 7 月 6 日）

問い合わせ先

物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、宗形

電話 03-5253-8111（内線 42522）、03-5253-8602（直通）

審査・リコール課：柴崎、野田

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）



- 令和6年11月に開催された国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)において、日本発の安全技術である「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」が国際基準化され、今後の世界スタンダードとして認められた。
- 令和4年に日本からの提案にて議論が開始され、日本の技術や評価方法をベースとした国連基準となっている。
- 令和7年6月(予定)の発効にあわせ、今般、国内法令にも取り入れる。

主な要件

- **急発進抑制に関する要件**
 - 障害物の手前1.0m及び1.5mに停止状態でアクセルをフルストロークまで踏み込んだ場合に、次のいずれかであること
 - ✓ 障害物に衝突しないこと
 - ✓ 障害物との衝突時の速度が8km/hを超えず、障害物が無い状態に比べて30%以上速度が低下していること
- **ドライバーへの警報に関する要件**
 - ✓ 視覚警報が必須 等
- **機能の解除条件に関する要件**
 - ✓ 解除中のドライバーへの表示
 - ✓ 機能の復帰条件 等

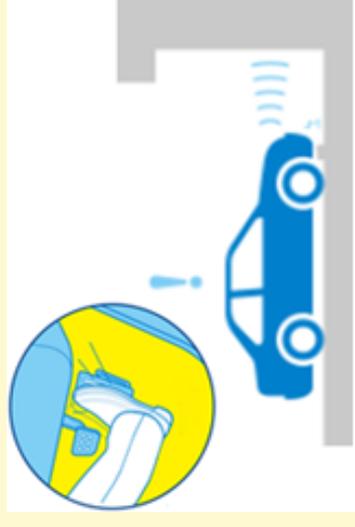
対象車両

運転者がクラッチ操作を必要としない乗用車（乗車定員10人未満）

適用日

令和10年9月1日（輸入車は令和11年9月1日）以降の新型車に義務づけ

＜装置の作動イメージ＞



＜試験法の概要＞



障害物までの距離
1.0m及び1.5m



停止（ブレーキオン）から、フルストロークまでアクセルを踏み込む

令和7年7月8日
物流・自動車局
自動車整備課

これからも自動車を安心・安全に使用できる社会に向けて ～時代に合わせた整備事業規制のアップデート～

自動車整備を取り巻く環境の変化を踏まえ、これからも日本全国どこでも自動車の整備を受け続けることができるよう、自動車整備の事業規制について必要な見直しを行います。

近年、進化し続ける自動運転等の先進安全技術に対応するため、自動車整備分野においても技術の高度化が進む一方、点検・整備を行う人材の減少が課題となっています。

国土交通省では、こうした環境の変化を踏まえ、事業者から広く困りごとを収集するとともに、課題の解決に向けて、対応策について関係者と検討を進めてまいりました。

これらを踏まえ、今般、以下の見直しを目的とした法令改正を行うとともに、今後も課題の解決に向け、必要な見直しを進めてまいります。

【見直し内容】（※それぞれの概要は別紙をご覧ください。）

1. 認証工場の機器要件の見直し
2. 指定工場（大型）の最低工員数の緩和
3. 自動運転車の検査員要件の強化
4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮
5. 「電子」点検整備記録簿の解禁
6. オンライン研修・講習の解禁
7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

【お問合せ先】 物流・自動車局 自動車整備課 久保、馬場
代表 03-5253-8111（内線 42412、42424） 直通 03-5253-8599

(概要) 自動車整備事業規制のアップデートについて

各アップデートの概要、今後のスケジュールについては次のとおり。

(1) 見直し概要

1. 認証工場の機器要件の見直し

「道路運送車両法施行規則」(昭和26年運輸省令第74号)に定める自動車特定整備事業場が備えるべき作業機械等について、次のとおり改正を行う。

- ① トーイン・ゲージ、キャンバ・キャスト・ゲージ及びターニング・ラジラス・ゲージを削除する。
- ② 比重計を比重計又はバッテリー・テストに変更する。
- ③ エンジン・タコテストをエンジン・タコテスト又は整備用スキャンツールに変更する。
- ④ タイミング・ライトをタイミング・ライト又は整備用スキャンツールに変更する。
- ⑤ 原動機、動力伝達装置、操縦装置、制動装置及び緩衝装置の分解整備をする事業場について、整備用スキャンツールを追加する(大型特殊自動車又は二輪の小型自動車を対象とする事業場を除く。)
- ⑥ ホイール・プーラ、ベアリング・レース・プーラ及びグリースガン又はシャシ・ブルブリーケータについて、普通自動車(大型)、普通自動車(中型)又は大型特殊自動車を対象とする事業場に限り備えることとする。

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」に定める指定自動車整備事業の指定に係る設備等の基準について、対象自動車の種類に大型車を含むものであって、省力化機器を保有するなど一定の要件を満たす場合には、工員数を「5人以上」から「4人以上」に緩和する。

3. 自動運転車の検査員要件の強化

「指定自動車整備事業規則」(昭和37年運輸省令第49号)に定める自動車検査員の要件について、自動運行装置を備える自動車が「道路運送車両の保安基準」(昭和26年運輸省令第67号)に適合する旨の証明を行う自動車検査員となるためには、現行の要件を満たし、かつ一級の自動車整備士の技能検定に合格している必要があることとする。

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

「自動車整備士技能検定規則」(昭和26年運輸省令第71号)に定める技能検定の受験資格について、次のとおり改正を行う。

- ① 二級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を3分の1短縮する。
- ② 三級自動車整備士の受験資格に係る実務経験期間を2分の1短縮する。
- ③ 自動車タイヤ整備士等(特殊自動車整備士)の受験資格に係る実務経験期間を3分の1短縮する。

5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成 17 年国土交通省令第 26 号）を改正し、点検整備記録簿の備付け及び作成並びに特定整備記録簿の写しの交付について、これらを書面に代えて電磁的記録で行うことを認めることとする。

6. オンライン研修・講習の解禁

各研修等の実施方法について、以下のとおり改正する。また、新たに「道路運送車両法の関係省令に基づく自動車整備に関する研修等をオンラインにより実施する上での留意事項について」を発出し、オンラインにより研修等を実施する上での留意事項を定める。

- ① 「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」に定める整備主任者研修及び自動車検査員研修について、オンラインによる研修の実施を可能とする。
- ② 「「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」等の改正について」に定める学科に関する科目の教育について、オンラインによる実施を可能とする。
- ③ 「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習について（依命通達）」に定める電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習について、オンラインによる実施を可能とする。

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）に定める点検及び整備の実施の方法のうち以下の 5 つの点検項目について、目視等により直接確認する従来の点検方法に加え、スキャンツールを活用した確認方法等も認めることとする。

点検箇所	点検項目
ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき（日常点検）
	踏み込んだときの床板とのすき間（定期点検）
倍力装置（ブレーキ・ブースタ）	機能（定期点検）
一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能（定期点検）
	排気ガス再循環装置の機能（定期点検）

(2) 今後のスケジュール

公布・施行 令和 7 年 7 月 8 日

※ 3. の施行にあつては令和 11 年 4 月 1 日

7. の施行にあつては令和 7 年 10 月 8 日

1. 認証工場の機器要件の見直し

自動車技術の変化を踏まえ、**認証工場の機器要件**を見直す

廃止

- ・ タイヤの傾きを測定する機器 (3つ)
→ 設置不要とする
(※現在は、アライメントテスタでの測定又は外注が一般的)
- ・ 小型・軽・二輪の整備に使用しない機器 (3つ)
→ 普通(大型・中型)・大特を扱う工場を除き設置不要とする
- ・ エンジン、バッテリーの機能確認のための機器 (3つ)
→ 整備用スキャンツール等があれば、設置不要とする

追加

- ・ 整備用スキャンツールの設置を必須とする
(新規認証等から適用)

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

以下を満たす**指定工場(大型)**の最低工員数を緩和 (**5人→4人**)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)の見直しについては、引き続き、調査検討

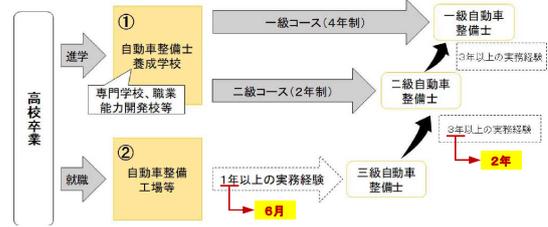
3. 自動運転車の検査員要件の強化

自動運転車の検査を行う検査員を**1級自動車整備士**に限る

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

2級、3級、特殊の自動車整備士資格を取得するための**実務経験期間を短縮**(座学で補完)

2級自動車整備士 3年 → **2年**
 3級自動車整備士 1年 → **6月**
 特殊自動車整備士 2年 → **1年4カ月**



5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

「紙」の**点検整備記録簿**の車両への備え付けに代えて、**携帯電話等への「電子的方法」による保存**でも可とする(ただし、求められた場合に速やかに提示できること)

⇒ **整備工場が電子的に発行可能に**

6. オンライン研修・講習の解禁

現在、対面が原則である「整備主任者研修(法令)」、「自動車検査員研修」、「養成施設における学科講習」について、**オンライン方式**を可とする

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

点検項目について、**目視に代えて、スキャンツール等による確認**でも可とする範囲を拡大する

【今後のスケジュール】 公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日(1. 2. 4. 5. 6) 令和7年10月8日(7.) 令和11年4月1日(3.)

1. 認証工場の機器要件の見直し

背景

- 認証工場が備えるべき整備用機器は、道路運送車両法施行規則に定められている
- 整備技術の変化に伴い、「使われなくなった機器」、「新たに必要となった機器」が生じている

事業者からのご意見等

- 自動車の電子的な整備に対応するためには、「整備用スキャンツール」が必要
- 使われなくなった機器は、認証基準から外してほしい

改正概要(省令)

認証工場が備えるべき機器について以下の見直しを行う

廃止			追加
<p>タイヤの傾きを測定する機器※</p> <p>① トーインゲージ ② キャンバーキャスタゲージ ③ ターニングラジアスゲージ</p> <p>設置を不要とする ※ アライメントテスタによる測定又は外注が一般的</p>	<p>小型車・軽・二輪の整備に使用しない機器</p> <p>④ ホイールブーラ ⑤ グリースガン/シャシ・ブリケータ ⑥ ベアリングレースブーラ</p> <p>普通(大型)・普通(中型)・大特を扱う工場を除き設置を不要とする</p>	<p>整備用スキャンツール等で代替可</p> <p>⑦ 比重計 ⑧ エンジンタコメスタ ⑨ タイミングライト</p> <p>⑦はバッテリーテスタ、⑧⑨は整備用スキャンツールがあれば設置を不要とする</p>	<p>電子整備に必要</p> <p>⑩ 整備用スキャンツール</p> <p>認証の新規取得時等から義務付け</p>

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日

施 行: 公布の日

その他: 整備用スキャンツールの義務付けは、認証の新規取得時又は事業場移転時から適用

2. 指定工場(大型)の最低工員数の緩和

背景

- 指定工場が最低限配置すべき工員数は、通達により定められている
- 最低工員数は、点検整備・検査における分業体制を考慮して定められているが、近年、省力化のための設備・機器が普及している
- 近年、人手不足で最低工員数を満たせないため、指定を返上する事業者も生じている

事業者からのご意見等

- 最低工員数を満たせず指定を返上せざるを得ない。地域の整備能力が不足するおそれ
- 一方で、単純な緩和は、点検整備・検査を適切に実施できない事業者を生むおそれ
- 整備の省力化等を前提に、指定工場の最低工員数の緩和を検討してもよいのではないか

改正概要(通達)

以下の要件を満たす**指定工場(大型)**の最低工員数を緩和 (**5人→4人**)

- ① 省力化設備・機器が導入されていること
- ② 合理的な管理体制が適切に確保されていること
- ③ 工員の処遇が確保されていること
- ④ 工員の質が適切に確保されていること

※ 指定工場(中型・小型・二輪)の最低工員数(4人)については、引き続き、調査検討

今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日
 施 行: 公布の日

3

3. 自動運転車の検査員要件の強化

背景

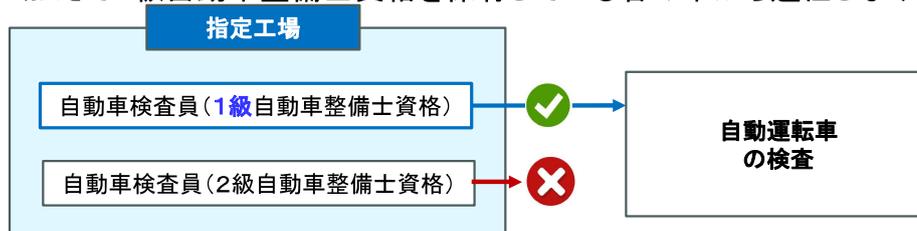
- 指定工場における検査は、「自動車検査員」でなければ行うことができない
- 自動車検査員の選任要件は、指定自動車整備事業規則(昭和37年運輸省令第49号)に規定
- 自動運転車は電子制御装置の塊であり、その検査には、電子制御に関する高い専門性が必要

事業者からのご意見等

- 自動運転車の検査は、電子制御に関する知識・能力を有する「1級自動車整備士」に行わせるべき
- そのことは、1級自動車整備士の価値向上にも資する
- ただし、自動運転車の普及に対して十分な数の1級自動車整備士が存在する必要がある

改正概要(省令)

自動運転車(レベル3・4の自動運行装置を搭載した車両)の検査を行う自動車検査員は、現在の要件に加えて1級自動車整備士資格を保有している者の中から選任しなければならない。



今後のスケジュール

公 布: 令和7年7月8日
 施 行: 令和11年4月1日
 その他: 施行日時点で自動運転車の検査を行っている指定事業者は、4年の間、2級の自動車検査員にも自動運転車の検査を行わせることができる。

4

4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮

背景

- 自動車整備士資格を取得するためには、「自動車整備士技能検定規則」に定めるところにより、①実務経験を満たし、②技能検定試験に合格する必要がある
※ 専門学校等(一種養成施設)を修了した場合には実務経験は免除される
- 整備作業が「機械中心」から「電子中心」となり、作業経験よりも座学が重要となっている

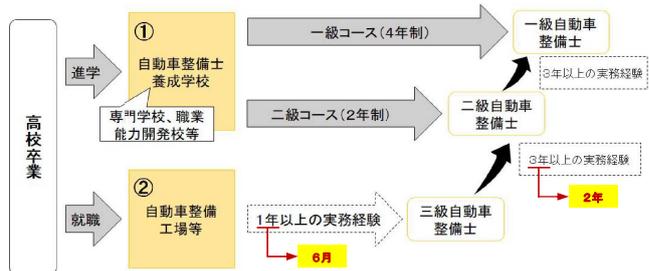
事業者からのご意見等

- 高校生が3級自動車整備士資格を取得後、2級取得までに3年を要するのは、あまりに長いそのことが理由で自動車整備士をあきらめる若者もある
- 若者が自動車整備士を目指しやすい資格体系とすべき

改正概要(省令)

2級、3級、特殊の自動車整備士資格を取得するために必要な 実務経験期間を短縮

2級自動車整備士	3年	→	2年
3級自動車整備士	1年	→	6月
特殊自動車整備士	2年	→	1年4カ月



今後のスケジュール

公布: 令和7年7月8日
施行: 公布の日

5

5. 「電子」点検整備記録簿の解禁

背景

- 自動車の使用者は、「点検整備記録簿」(紙)を自動車に備えおかなければならない
- ディーラー等では、「点検整備記録簿」の内容を電子的に管理しているが、この要件を満たすために別途、紙の記録簿も交付している

事業者からのご意見等

- 「点検整備記録簿」についても、指定整備記録簿、特定整備記録簿及び自賠責保険証と同様に、電子的な保存を可能として欲しい
- ただし、求められた場合に速やかに提示できることを条件とすべき

改正概要(省令)

「点検整備記録簿」の電子的な保存を可能とする。(紙による保存も引き続き可)

保存方法

- ・ スマートフォン等の保存ファイル
- ・ SDカード等の外部メディアの保存ファイル
- ・ 紙の点検整備記録簿のスキャンファイル

表示方法

当局から点検整備記録簿の提示を求められた場合、直ちに、明瞭な状態で、表示できること
※ 故障、バッテリー切れ、電波状況、操作に不慣れ等により表示できない場合、要件を満たさないものとする

今後のスケジュール

公布: 令和7年7月8日
施行: 公布の日

6

6. 整備主任者等のオンライン研修・講習の解禁

背景

- 法令により義務付けられている「整備主任者研修」及び「自動車検査員研修」は、対面による実施が原則とされている
- また、自動車整備士養成施設における「講習」も対面により行わなければならない

事業者からのご意見等

- 他業種において広く行われている「オンライン方式」を解禁すべき
- オンラインによる研修・講習の解禁により、講師及び受講者双方にとって柔軟な対応が可能となり、人材の効率的な活用が可能となる

改正概要(通達)

- 「整備主任者研修」、「自動車検査員研修」のうち、座学についてオンライン方式を可とする
- 自動車整備士養成施設における「座学講習」について、オンライン方式を可とする（実技講習は、引き続き、対面で実施）



今後のスケジュール

公 布：令和7年7月8日
施 行：公布の日

7

7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

背景

- 点検整備の方法については、「自動車の点検及び整備に関する手引」に規定
- 各装置の点検は、目視や操作による方法が中心であるが、自己診断機能を搭載した自動車では、スキャンツール等を用いて、同等の点検が行えるようになっている

事業者からのご意見等

- 技術的には、スキャンツール等による点検でも、目視等による点検と同等の効果が得られる
- スキャンツール等による点検により、点検整備に要する作業時間が短縮されることで、作業員1人あたりの付加価値向上にも資する

改正概要(告示)

- 以下の点検項目について、目視による確認に代わり、スキャンツール等による確認を可とする。

【日常点検】

- ① ブレーキ・ペダルの踏みしろ、ブレーキのきき

【定期点検】

- ② ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間
- ③ 倍力装置(ブレーキ・ブースター)の機能
- ④ 二次空気供給装置の機能
- ⑤ 排気ガス再循環装置の機能

例：ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間の確認

(従来)

ブレーキを踏み込んだときの床面とのすき間をノギス等で測定



ペダルと床のすき間

(今後)

・ スキャンツール等による確認でも可



195秒/台 の作業時間削減(平均)

今後のスケジュール

公 布：令和7年7月8日
施 行：令和7年10月8日

協北支 25-062 号
令和7(2025)年7月8日

国土交通省 北海道運輸局
自動車技術安全部長 殿

一般社団法人 日本損害保険協会
北海道支部事務局長 小谷野 輝之



要 望 書

旧ビッグモーター社による一連の事案の発生を受け、損害保険業界においては、適切な保険金支払のため、会員各社が、自動車のユーザーである消費者に対して損害保険金の認定内容に関する適切な説明を行うことが求められており、この説明にあたっては車体整備事業者から必要な情報の提供を受けられるよう、連携を図っていく必要があります。

昨年3月に貴省が策定された「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」においても、「自動車ユーザーである消費者の視点に立つと、車体整備サービスを受ける判断を行う際や提供された車体整備サービスの妥当性・適切性を判断する際において、消費者にとって必要な情報が適切に提供されることは極めて重要になる」ことが指摘されており、車体整備事業者においては、従来以上に自動車修理にかかる透明性を確保することが求められております。

このような情勢下、当協会では、貴ガイドラインに沿った形で「車体整備の消費者に対する透明性の確保に向けた取組みについて」を作成いたしました。損害保険金請求時に必要となる基本的な取組として、工程ごとに写真撮影のポイントを記載したもので、「修理工場向けの写真撮影手引」としてご活用いただける内容となっております。

つきましては、貴部のお力添えを賜り、自動車整備工場の階層別研修等において、当協会作成の資料をご紹介いただき、同資料の車体整備事業者への周知拡大を図りたく、お願い申し上げます。

業務多忙の折、ご面倒をおかけしますが、ご検討いただければ幸いです。

以上

お客さま・社会からの信頼回復に向けた取組み

2024年9月19日

「修理工場向け写真撮影手引」を作成

～ 損害保険金請求時に必要となる基本的な取組みを掲載 ～

一般社団法人 日本損害保険協会(会長:城田 宏明)では、車体整備の消費者に対する透明性確保に向けた取組みの一環として、「修理工場向け写真撮影手引」を作成しました。

1. 概要

車体整備事業者(修理工場)から会員会社に対して必要な情報提供が行われるよう、「修理工場向け写真撮影手引」を作成しました。損害保険金請求時に必要となる基本的な取組みとして、工程ごとに写真撮影のポイントを記載しています。

■修理工場向け写真撮影手引

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/240919_chirashi_2.pdf

2. 今後の対応

会員会社は同手引を用いて車体整備事業者との連携を図ることをもって、自動車ユーザーである消費者に対する透明性ある情報提供、適切な保険金支払いに努めていきます。

【ご参考】

旧ビッグモーター社による一連の事案の発生を受け、国土交通省が策定した「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」(以下、「ガイドライン」)(※)では、「自動車ユーザーである消費者の視点に立つと、車体整備サービスを受ける判断を行う際や提供された車体整備サービスの妥当性・適切性を判断する際において、消費者にとって必要な情報が適切に提供されることは極めて重要になる」ことが指摘されており、車体整備事業者においては、従来以上に自動車修理にかかる透明性を確保することが求められています。

当業界においても、適切な保険金支払のため、会員会社は、自動車ユーザーである消費者に対して損害保険金の認定内容に関する適切な説明を行うことが求められており、この説明にあたっては車体整備事業者から必要な情報の提供を受けられるよう、連携を図っていく必要があります。

(※) 2024年3月付「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」(国土交通省):

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001734259.pdf>

これまでのお客さま・社会からの信頼回復に向けた取組みについては、こちらをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/news/shinrai/index.html>



車体整備の消費者に対する 透明性確保に向けた取組みについて



株式会社ビッグモーターによる不適切な保険金請求をきっかけに、車体整備事業者は、消費者(自動車ユーザー)に車体整備サービスを提供するにあたり必要な情報を適切に提供することが従来以上に求められています。損害保険業界においても、車体整備業界と連携をしながら消費者に対して必要な情報提供を行うことができるよう、令和6年3月国土交通省公表「車体整備の消費者に対する透明性確保に向けたガイドライン」(以下、ガイドライン)記載の内容をより具体化することを通じて、車体整備事業者の取組みを支援いたします。

車体整備事業者および損害保険会社が行う取組みについて

車体整備事業者が行う ガイドラインに基づく取組み

- 車体整備作業(工程ごと)の情報の記録・保存(画像・日時・作業内容や方法・実施者・料金)
 - 記録・保存した情報の対象車両ごとの関連付け
 - 消費者等(損害保険金の支払いに関係する者を含む)への適切な説明と了承の取得
- ➔ 事後的な検証ができるよう、上記3つの取組みを一定の期間電磁的に保存

損害保険会社が行う 保険金支払時に求められている取組み

- 消費者の要望を踏まえた損害保険金の認定内容に関する適切な説明
- 車体整備事業者への損害保険金の認定および消費者に対する説明に必要な情報の提供依頼

消費者からの信頼を確保するために、車体整備業界と損害保険業界それぞれが透明性ある説明を行うことが不可欠です。

車体整備事業者が行う取組み ~「情報の記録」の取組み事例~

損害保険金請求時に必要となる基本的な取組みを記載しております。各損害保険会社から別途ご協力をお願いする内容がある場合には、透明性のある損害保険事業のためにご協力をお願いいたします。

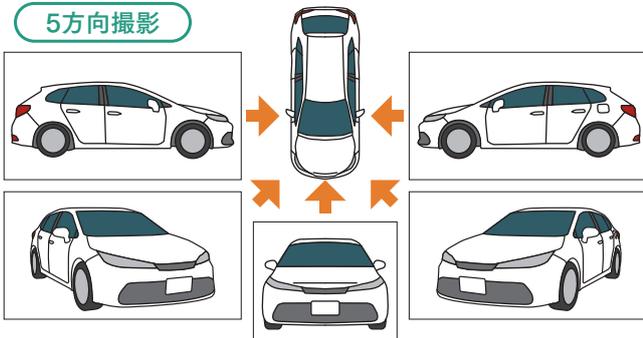
着工前

- 着工前と完了後には、5方向(正面・左右45度・左右90度、側面損傷時は側面・左右45度の3方向)の全景撮影と損傷箇所(完了後は修理箇所)がわかるように撮影してください。
- カメラを損傷部の高さに合わせ、損傷部にはスケールを入れて損傷範囲がわかるように撮影してください。

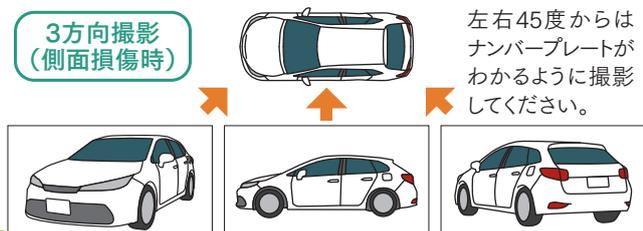
大局的な損傷写真

- 正面：ルームミラーなどを中心に正対して撮影してください。
- 左右：損傷程度や波及の有無を示すため、距離・角度・高さ合わせて撮影してください。

5方向撮影

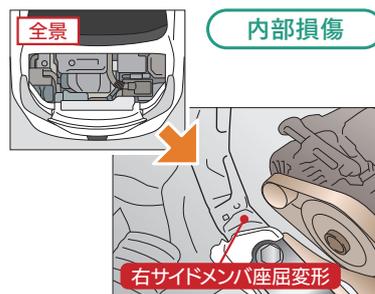


3方向撮影 (側面損傷時)



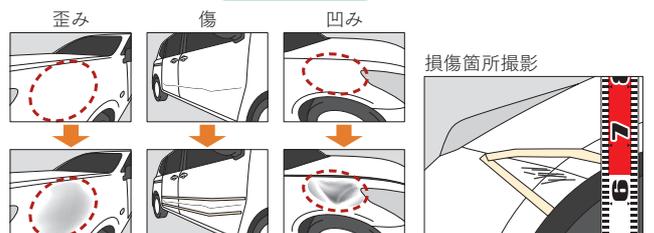
局所的な損傷写真

内部損傷



- 内部損傷は、全景および細部を撮影してください。
- 全景の撮影をすることで骨格部やメカニカル部の損傷を把握できます。
- エンジンルームに損傷がある場合、可能であれば真下からも撮影してください。

外部損傷



- 蛍光灯やマスキングテープを用いるほか、周りの景色や歪みを確認できるツール(リフレクター)等も活用して撮影してください。
- 逆光の場合は、フラッシュ撮影も有効です。

着工前

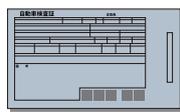
● 車両情報が把握できるコーションプレートや紙資料等を撮影してください。



【コーションプレート】
(メーカー・車種等により位置が異なります。)

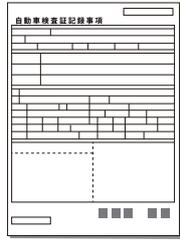
紙資料等撮影方法

● 車検証・コーティング保証書等紙資料も撮影してください。

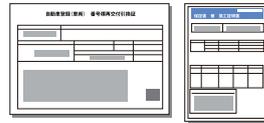


【車検証】

- 車両情報・所有者の把握のため、撮影してください。
- 電子車検証には所有者の記載がないため、自動車検査証記録事項も撮影してください。
- 旧車検証の場合は、左右にわけて撮影してください。



【コーティング保証書等】



- 各種コーティング保証書やナンバー再交付証は登録番号や製品名・メンテナンス記録がわかるように撮影してください。



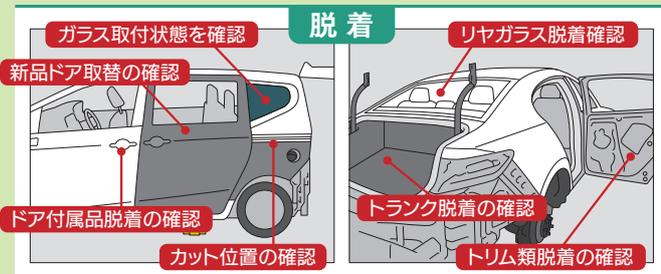
- 故障診断機使用時は警告灯と診断画像を撮影してください。



- 計測機器使用時は検査実施車両と結果を撮影してください。

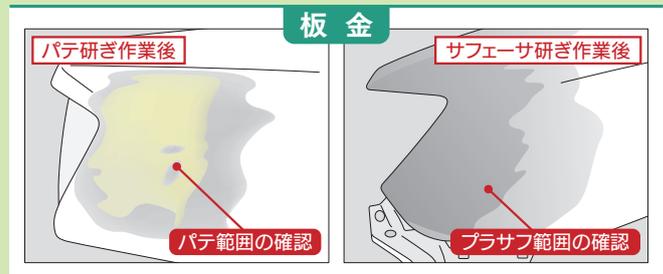
着工中

● 作業ごとに着工車両の特定・判断ができる写真、着工箇所と作業内容がわかる写真を撮影してください。



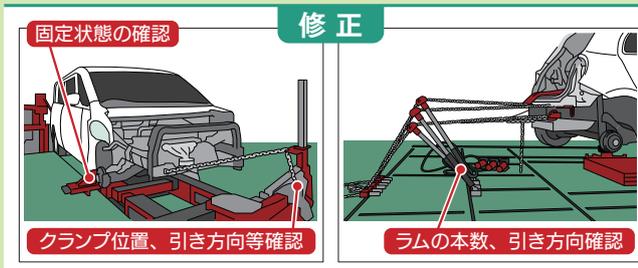
【着工中の全景撮影方法】

- カット位置や付属品の脱着がわかるように撮影してください。



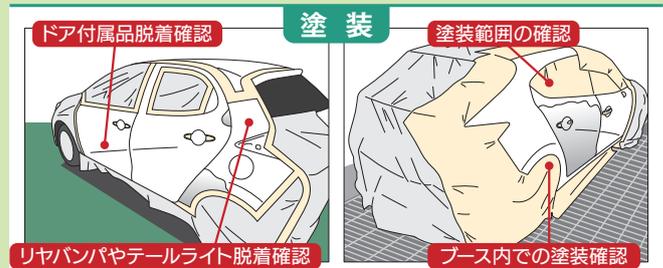
【パテ・サフェーサの研ぎ作業時の撮影方法】

- パテ・サフェーサ研ぎ作業後の状態を撮影してください。



【フレーム修正機使用時の撮影方法】

- マウント状況、引き作業(ラム本数等)がわかるように広範囲を撮影してください。
- 形状修正等の痕跡が確認できる写真も撮影してください。



【塗装作業時の撮影方法】

- 塗装前の上塗り用マスキング状態で、塗装範囲や付属品の脱着等がわかるように撮影してください。
- 内板部品を塗装する場合は、塗装前後のマスキング状態を撮影してください。

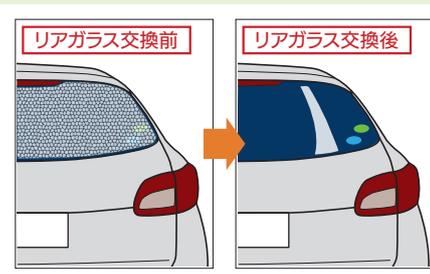
車体整備に伴い 部品交換を行う場合

- 納品伝票・部品伝票・納品された部品を撮影してください。
- 脱着作業中の作業内容がわかる写真も撮影してください。



【部品交換時の撮影方法】

- 修理完了車両と交換部品を同一画角で撮影または新旧部品を同一画角で撮影してください。



【ガラス部品交換時の撮影方法】

- ステッカー等の貼り付けがあるガラス交換時には、ステッカーが貼ってある損傷ガラスとステッカーを貼った後の新品部品をそれぞれ撮影してください。
- 他のガラス部品交換時は、損傷ガラスと新品ガラスを並べて撮影してください。

完了後

● 着工前同様に全景撮影と修理箇所がわかるように撮影してください。(表面の着工前参照)

点検又は整備料金に関する遵守事項について

自動車特定整備事業者の遵守事項は、以下のとおり点検又は整備料金の掲示等が定められており、継続検査に係る手数料や点検又は整備料金等を広告、チラシ、HP等により表示する際及び依頼者に対して説明する際に誤解を与えないように行わなければなりません。

道路運送車両法施行規則 第62条の2の2（抜粋）

- 1 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。
 - イ 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が五人以下である場合
 - ロ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合
- 2 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
- 3 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。

景品表示法のしくみ

(参考)



(出典：よくわかる景品表示法と公正競争規約 消費者庁)

OBD点検		OBD検査	OBD確認
定期点検整備	制度	検査（車検）	任意 （実施義務はなし）
令和3年10月1日	開始時期	令和6年10月1日 （輸入車は令和7年10月1日）	OBD検査が必要な自動車に対し、次の目的で実施 ✓ 完成検査時 以外 での適否の確認 ✓ 持込検査での省略
OBDを搭載する全ての自動車 （年式にかかわらず）	対象自動車	令和3年10月1日以降の新型車 （輸入車は令和4年10月1日以降の新型車）	
12カ月ごと	実施時期	車検時 指定： 完成検査時 持込： 持込検査時	
スキャンツールを接続し、整備が必要な故障コードがあれば整備	方法	機構サーバーに接続 して合否判定 （自動判定）	
認定は不要	スキャンツール	認定を受けた「 検査用スキャンツール 」	



※ わかりやすいように説明を簡略化。
正確には法令を参照のこと



OBD検査対象の車両について

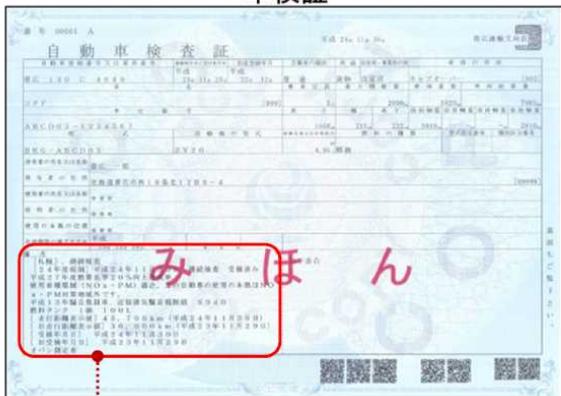
OBD検査の対象車両

- 国産車：令和3年10月1日以降の新型車
- 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車

（OBD検査対象装置の性能が既存の型式と同一のもの及び大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）

OBD検査対象車かどうかは車検証や電子検査証の備考欄で確認できます。

車検証



備考
OBD検査対象車

電子車検証



備考
OBD検査対象

車台番号、原動機型式の 腐食防止をお願いします！

- ◆ 冬期間に道路に散布される凍結防止剤や潮風などの影響により、フレーム、エンジン等に刻印されている「車台番号」や「原動機型式」が腐食し、不鮮明になり確認できなくなる事案が発生しております。
 - ◆ 「車台番号」及び「原動機型式」は、個々の自動車を持定するために非常に重要な物です。これらが腐食等により確認出来なくなると、自動車の特定ができないため、最悪の場合車検などの手続きが行えなくなることがあります。
- ◆ 「車台番号」及び「原動機型式」が腐食等により確認できなくなった場合は、国の職権による再打刻を実施しなければなりません。その際は、自動車メーカーの製作証明書を取り寄せていただくことがあるなど、手続きに時間や手間がかかります。
 - ◆ 点検整備等の機会において、「車台番号」及び「原動機型式」にも注意を払い、必要に応じて防錆対策等を施すとともに、使用者への注意を促していただければ幸いです。

引用

凍結防止剤散布車 | は
たらく車 | 事業概要 | 国
土交通省 中部地方整備
局 高山国道事務所



凍結防止剤



※車台番号が不鮮明になった場合における職権による再打刻の申請については、登録番号を管理する運輸支局にご相談ください

潮 風

継続検査では「自動車検査証記録事項」は、令和7(2025)年12月末をもって窓口での配布を終了します

○「自動車検査証記録事項」は、電子車検証のICタグに記録され、券面で確認できない事項を容易に確認できるよう、令和9(2027)年12月末まで電子車検証の交付時に補助的にお渡ししているものです。なお、検査手続きのうち、券面の記載事項に変更のない手続きについては、令和7(2025)年12月末をもって窓口での配布を終了いたします。

○「自動車検査証記録事項」は、車検証のように車両運行時に自動車に備え付ける義務はありません。

令和6(2024)年4月より、各運輸支局・自動車検査登録事務所の窓口付近に設置した端末で「自動車検査証記録事項」を印刷できます。



従来どおり、お手持ちのPCやスマホで「車検証閲覧アプリ」からPDFデータをダウンロードすることもできますので併せてご活用ください。



ひと目でわかるダンプ番号・車体表示

自動車に関する表示義務については、道路運送法第95条により使用者の氏名又は名称、その他省令に定める事項が規定され、非表示又は虚偽の表示等不適正な表示に対する罰則も整備されています。それに加えて大型ダンプカーに関する表示については、使用者の氏名・名称の表示に加え、ダンプ規制法（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法）第4条により、指定された表示番号等を表示しなければなりません。車体表示同様に罰則がダンプ規制法第20条(3万円以下の罰金)により整備されています。

ダンプカーにおける適切なダンプ番号・車体表示について

ダンプ番号表示注意

- ダンプ番号の表示箇所は下記の通り規定された場所に必ず記載しなければなりません。

【表示箇所】

- ① 荷台の後面
- ② 荷台の両側

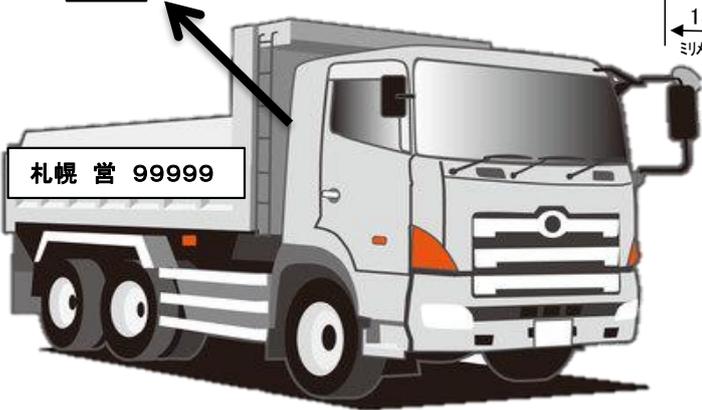
※表示方法は、ペンキ等により左横書き、文字・記号及び数字は黒色とし、地を白色とする。

車体表示注意

- ドア部、キャビンのいずれかの位置に必ず表示を行い、**左右両側**に使用者の氏名または名称が記載されていなければならない。
- 株式会社は、(株)、有限会社は、(有)での表示は可。
- **車体に直接書き込むこととし、見やすい表示にするために字体の種類や大きさに注意**すること。



○○運送(株)



ひと目でわかる車体表示

事業用貨物自動車に関する適正な車体表示について

自動車に関する表示義務については、道路運送法第95条(以下、法という。)により使用者の氏名又は名称、その他省令に定める事項が規定され、非表示又は虚偽の表示等不適正な表示に対する罰則が法第105条(50万円以下の過料)にて整備されています。

適正な車体表示の具体的な実施方法

(1) 車体に表示する事項

許可を受けた貨物自動車運送事業者の氏名、名称又は記号、その他省令で定める事項。

(2) 車体表示の方法

- ① 車体にペンキ等により表示し、表示する位置は、下記に示した「事業用貨物自動車の車体表示の例」を参考。
- ② 表示方法は、車体に直接書き込む方法により行うこととし、布テープ、マグネット等による貼り付けについては、原則、不可。

「事業用貨物自動車の車体表示の例」

* 見やすいように表示



特記事項

1. 表示箇所は、原則、荷台部とし、やむを得ない場合は、ドア部、キャビンのいずれかの位置。表示は、左右両面
2. 株式会社は、(株)、有限会社は、(有)での表示は可。
3. 見やすい表示にするために、字体の種類、大きさに注意を払うこと。
(荷台部の文字の大きさ)
普通車は、概ね縦横12cm以上
小型車は、概ね縦横8cm以上

ちょっと待って!

バイクも
クルマも

交換用マフラーは

基準適合品を!

「犯罪」

って知ってる!?

ネットで購入する際は
要注意です。

ドドドドド



ダメ!ダメ! 違法マフラー



詳しくはQRコードを!

不正改造車の
使用者

整備命令の発令

▶整備命令に従わない場合については
50万円以下の罰金

不正改造を
実施した者

6ヶ月以下の拘禁刑又は
30万円以下の罰金

北海道運輸局管内整備事業の現況(令和7年3月末現在)

(1) 認証工場数及び指定工場数

令和7年3月末現在において、認証工場数は4,189工場で対前年比9工場の増加、指定工場数は1,752工場で対前年比18工場の減少となっています。

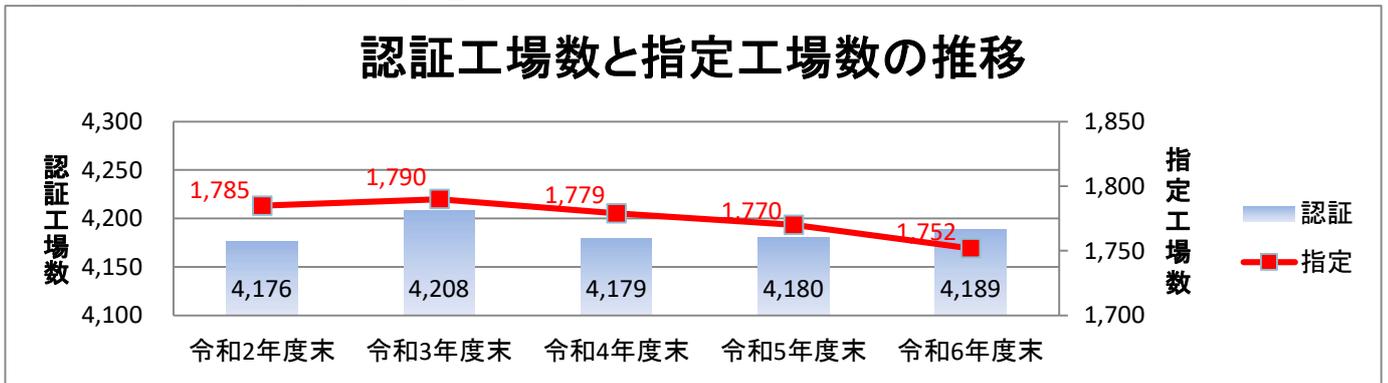
これらを運輸支局別にみると、認証工場数は札幌・旭川・帯広で増加、その他は減少となった。指定工場数は、帯広のみで増加、その他は減少となっています。

北海道運輸局管内の全体数に対する運輸支局ごとの割合は、認証工場及び指定工場ともに札幌が約39%を占め、続いて旭川が約14～16%、その他は8～10%となっています。

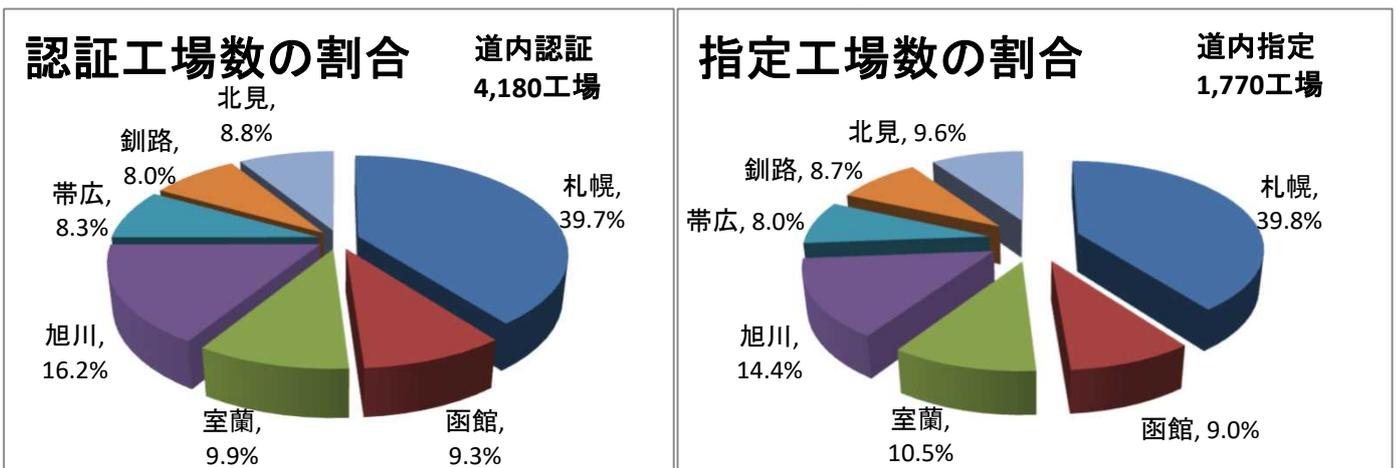
認証工場数、優良認定工場数及び指定工場数(過去5年)

支局別	整備事業	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
札幌	認証	1,646	1,671	1,656	1,652	1,661
	認定	49	49	49	49	47
	指定	716	716	711	705	698
	指定/認証	43.5%	42.8%	42.9%	42.7%	42.0%
函館	認証	392	398	393	390	389
	認定	22	22	20	19	18
	指定	162	162	161	160	158
	指定/認証	41.3%	40.7%	41.0%	41.0%	40.6%
室蘭	認証	408	410	411	415	413
	認定	14	14	14	13	13
	指定	188	190	188	187	184
	指定/認証	46.1%	46.3%	45.7%	45.1%	44.6%
旭川	認証	675	674	673	673	677
	認定	39	39	39	39	39
	指定	254	256	256	256	252
	指定/認証	37.6%	38.0%	38.0%	38.0%	37.2%
帯広	認証	337	343	340	340	346
	認定	31	31	31	29	30
	指定	140	139	141	139	140
	指定/認証	41.5%	40.5%	41.5%	40.9%	40.5%
釧路	認証	343	342	339	340	336
	認定	22	22	18	17	17
	指定	157	158	154	154	152
	指定/認証	45.8%	46.2%	45.4%	45.3%	45.2%
北見	認証	375	370	367	370	367
	認定	19	19	19	19	17
	指定	168	169	168	169	168
	指定/認証	44.8%	45.7%	45.8%	45.7%	45.8%
局計	認証	4,176	4,208	4,179	4,180	4,189
	認定	196	196	190	185	181
	指定	1,785	1,790	1,779	1,770	1,752
	指定/認証	42.7%	42.5%	42.6%	42.3%	41.8%
全国計	認証	91,532	91,790	91,967	92,363	92,412
	認定	2,709	2,608	2,570	2,538	2,516
	指定	30,107	30,118	30,153	30,025	29,870
	指定/認証	32.9%	32.8%	32.8%	32.5%	32.3%
局/全国	認証	4.6%	4.6%	4.5%	4.5%	4.5%
	認定	7.2%	7.5%	7.4%	7.3%	7.2%
	指定	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%	5.9%

認証工場数と指定工場数の推移(過去5年)

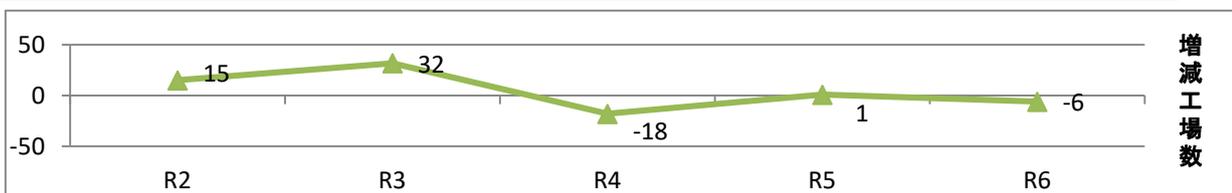


認証工場数及び指定工場数の全体数に対する割合(令和7年3月末現在)



自動車特定整備事業の新規及び廃止状況(過去5年)

支局別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	新規	廃止								
札幌	26	29	50	24	28	39	28	32	47	41
函館	8	6	13	8	1	3	5	8	7	9
室蘭	4	3	8	6	5	3	9	5	4	7
旭川	16	7	11	12	3	4	13	13	14	15
帯広	3	6	11	5	2	4	8	8	9	4
釧路	4	7	5	6	2	4	4	3	3	10
北見	2	4	0	5	4	6	7	4	0	4
局計	63	48	98	66	45	63	74	73	84	90



自動車特定整備事業の廃止理由調査結果(過去5年)

年度	廃止理由										計
	経営不振	倒産	工員不足	後継者難 事業者死亡	事業合理化	移転立退	転業	合併	組合参加	自己都合 及び その他	
R2	4	0	10	4	18	2	2	0	0	22	62
R3	4	0	11	4	10	1	0	0	0	36	66
R4	7	2	12	15	2	0	1	0	5	33	77
R5	1	5	11	4	22	1	0	1	0	28	73
R6	4	0	16	10	18	4	0	0	0	25	77

注:その他に取消件数も含む。

(2) 整備主任者数及び検査員数

令和7年3月末現在において、北海道運輸局管内の整備主任者数は10,892名で対前年比49名の増加、検査員数は5,732名で対前年比11名の減少となっています。

整備主任者数及び自動車検査員数の推移は、ページ下の棒グラフに示すとおりです。

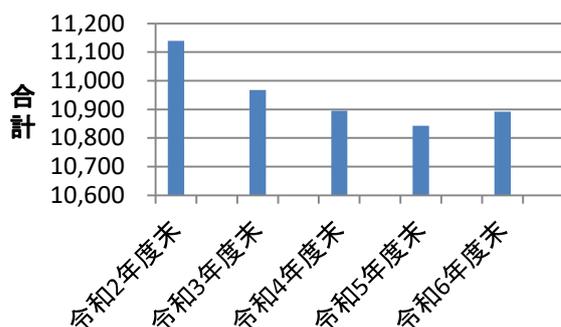
整備主任者の選任状況の推移(過去5年)

項目 支局別	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
札幌	4,583	4,506	4,453	4,457	4,531
函館	995	965	966	955	942
室蘭	1,132	1,109	1,106	1,115	1,112
旭川	1,714	1,664	1,664	1,665	1,701
帯広	1,035	1,028	1,033	1,018	1,028
釧路	854	828	807	824	806
北見	827	868	866	809	772
局計	11,140	10,968	10,895	10,843	10,892
全国計	222,062	218,513	216,842	218,600	219,807
局/全国	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%

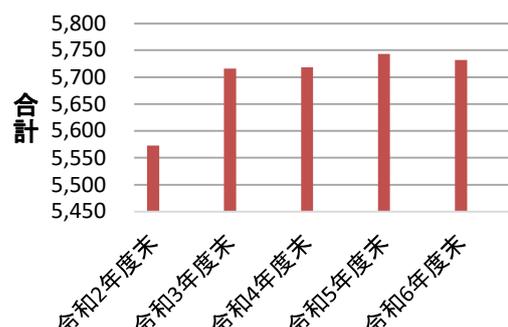
検査員の選任状況の推移(過去5年)

項目 支局別	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
札幌	2,245	2,320	2,329	2,376	2,412
函館	461	472	473	477	481
室蘭	578	599	585	575	564
旭川	840	869	871	864	840
帯広	536	529	539	528	540
釧路	402	417	416	414	398
北見	511	510	505	509	497
局計	5,573	5,716	5,718	5,743	5,732
全国計	96,904	96,927	97,189	99,011	99,689
局/全国	5.8%	5.9%	5.9%	5.8%	5.7%

整備主任者数の推移



検査員数の推移



自動車の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

令和4年10月現在

対象車種		点検区分等	定期点検の間隔							車検証の有効期間		備考 (主な車種など)
			3 月 (別表 3)	3 月 (別表 4)	6 月 (別表 5)	6 月 (別表 5の2)	1 年 (別表 6)	1 年 (別表 7)	初 回	2 回 目 以 降		
運送事業用	旅客	普通・小型	○						1年	1年	バス、ハイヤー、タクシー 車いす移動車、電気自動車	
		軽	○						2年	2年		
		幼児専用車	○						1年	1年		園児送迎車
	貨物	GVW8t以上	○	トレーラ					1年	1年	事業用トラック等 (3輪車を含む)	
		GVW8t未満	○	トレーラ					2年	1年		
	乗用	軽					●		2年	2年	※貨物軽自動車運送事業の経営届出を提出されているものに限る	
		2輪						●	3年	2年		バイク便(貨物ではない)
	霊柩	定員10人以下	○						2年	2年		
		定員1人以上	○						1年	1年	バス型霊柩車	
	大特	貨物	GVW8t以上	○	トレーラ				1年	1年	ストラドル・キャリヤ ポール・トレーラ	
GVW8t未満			○	トレーラ				2年	1年			
レンタカー	貨物	GVW8t以上	○	トレーラ				1年	1年	トラック(3輪車を含む)		
		GVW8t未満	○	トレーラ				2年	1年			
		軽			○			2年	2年			
		定員11人以上	○						1年	1年	バス	
		幼児専用車(軽以外)	○						1年	1年	園児送迎車【軽は別表6】	
	乗用	普通・小型			○				2年	1年	乗用車	
		軽			○				2年	2年		
	2輪	3輪	○						2年	1年		
		小型				○			2年	1年	250ccを超えるバイク(3輪バイクを含む)	
	特種※	検査対象外軽自動車					○		なし	なし	250cc以下のバイク(3輪バイクを含む)	
貨物		普通・小型	○					2年	1年	キャンピング車等		
	GVW8t以上	○	トレーラ					1年	1年	タンク車、冷蔵冷凍車等		
GVW8t未満		○	トレーラ				2年	1年				
大特	貨物	GVW8t以上	○					2年	1年	ホイール・クレーン等 フォーク・リフト等		
		GVW8t未満	○					2年	1年			
検査対象外軽自動車(二輪を除く)	GVW8t以上	○	トレーラ					1年	1年	ストラドル・キャリヤ ポール・トレーラ		
	GVW8t未満	○	トレーラ					2年	1年			
検査対象外軽自動車(二輪を除く)		○						なし	なし	そり付カタピラ付軽自動車		
自家用自動車	貨物	GVW8t以上	○	トレーラ				1年	1年	トラック(3輪車を含む)		
		GVW8t未満			○			2年	1年			
		軽					●	2年	2年			
		定員11人以上	○						1年	1年	バス	
		定員11人以上(有償旅客)	○						1年	1年	バス	
	乗用	幼児専用車(軽以外)			○				1年	1年	園児送迎車【軽は別表6】	
		普通・小型					●		3年	2年	一般の乗用車(マイカー) 自家用有償旅客に使用する乗用車	
	普通・小型(有償旅客)					●		3年	2年			
	軽					●		3年	2年			
	軽(有償旅客)					●		3年	2年			
2輪	3輪			○				2年	2年			
	小型(特種二輪を含む)						●	3年	2年	250ccを超えるバイク(3輪バイクを含む)		
検査対象外軽自動車							●	なし	なし	250cc以下のバイク(3輪バイクを含む)		
特種※	普通・小型(二輪を除く)		○☆		○			2年	2年	キャンピング車等 ☆印:GVW8t以上		
	普通・小型(有償旅客)				○			2年	2年	自家用有償旅客に使用する車いす移動車等		
貨物	GVW8t以上	○	トレーラ					1年	1年	タンク車、冷蔵冷凍車等		
		GVW8t未満			○			2年	1年			
軽(有償旅客)						●		2年	2年	自家用有償旅客に使用する車いす移動車等		
						●		2年	2年			
大特	貨物	GVW8t以上	○					2年	2年	ホイール・クレーン等 フォーク・リフト等		
		GVW8t未満			○			2年	2年			
検査対象外軽自動車(二輪を除く)	GVW8t以上	○	トレーラ					1年	1年	ストラドル・キャリヤ ポール・トレーラ		
		GVW8t未満			○			2年	1年			

注 1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印: 2年 ○印: 1年

2. GVW: 車両総重量

※ 積載量が指定されていて、物を運搬することが目的とされるために、これまで貨物車として取り扱われ、有効期間が1年であったものにおいては、車両総重量8トン未満について初回のみ2年となる。

別表3: 事業用自動車

別表4: 被けん引自動車

別表5: 自家用貨物自動車

別表5の2: 二輪自動車(レンタカーに限る)

別表6: 自家用乗用自動車

別表7: 二輪自動車(レンタカー除く)

別表1・2は日常点検

北海道管内運輸支局 組織のご案内

●札幌運輸支局

〒065-0028 札幌市東区北28条東1丁目

- 電話 ○ 総務企画担当 011-731-7166
 ○ 輸送・監査担当 011-731-7167
 ○ 検査整備保安担当 011-731-7168
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2001

●函館運輸支局

〒041-0824 函館市西桔梗町555番24

- 電話 ○ 総務企画担当 0138-49-8862
 ○ 輸送・監査担当 0138-49-8863
 ○ 検査整備保安担当 0138-49-8864
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2002

●旭川運輸支局

本庁舎

〒070-0902 旭川市春光町10番地

- 電話 ○ 総務企画担当 0166-51-5271
 ○ 輸送・監査担当 0166-51-5272
 ○ 検査整備保安担当 0166-51-5363
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2003

●室蘭運輸支局

本庁舎

〒050-0081 室蘭市日の出町3丁目4番9号

- 電話 ○ 総務企画担当 0143-44-3011
 ○ 輸送・監査担当 0143-44-3012
 ○ 検査整備保安担当 0143-44-3013
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2004

●釧路運輸支局

〒084-0906 釧路市鳥取大通6丁目2番13号

- 電話 ○ 総務企画担当 0154-51-2522
 ○ 輸送・監査担当 0154-51-2514
 ○ 検査整備保安担当 0154-51-2523
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2005

●帯広運輸支局

〒080-2459 帯広市西19条北1丁目8番4号

- 電話 ○ 企画輸送・監査担当 0155-33-3286
 ○ 検査整備保安担当 0155-33-3282
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2006

●北見運輸支局

〒090-0836 北見市東三輪3丁目23番地2

- 電話 ○ 企画輸送・監査担当 0157-24-7631
 ○ 検査整備保安担当 0157-24-7633
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2007

☆について

音声ガイダンスが流れ始めてから以下の番号をプッシュすると、オペレーターにつながります。

- ・検査申請のお問い合わせ「02181」
- ・車の登録手続きのお問い合わせ「037」

検査整備保安担当に係る主なお問い合わせ内容

○整備工場の不正等に関する情報

○不正改造車、迷惑黒煙に関する情報

〔登録番号(札幌000な0000等、平仮名まで全て)、不正改造の内容、車種、通称名、場所等をご連絡お願いします。〕

○未認証行為に関する情報

〔場所、工場名、分解整備の内容、分解整備を行ったと思われる車両に関する情報、頻度等をわかる範囲でご連絡をお願いします。〕

○保安基準に関するお問い合わせ

○リコールに関する情報

○基準緩和、試作車、ユーザー車検について

○運送事業者の大型車のスピードリミッター変更に関する情報

〔高速道路の場所(登り坂か下り坂か)、登録番号、運送事業者名、何km/h位で走行していたか等をわかる範囲でご連絡をお願いします。〕

不正改造車・不正車検 各情報提供窓口

○不正改造車、迷惑黒煙車情報提供窓口



○不正車検(ペーパー車検等)通報受付窓口



リコールについての相談、情報提供窓口

○自動車の不具合情報ホットライン



ホームページ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/index.html>

○国土交通省 物流・自動車局 審査・リコール課

〒100-8989 千代田区霞が関2-1-3 合同庁舎第3号館
 TEL 03-5253-8111(代表)

北海道運輸局 自動車技術安全部 組織のご案内

●自動車技術安全部

電話 ○ 管理課

○ 整備・保安課

○ 技術課

○ 保安・環境調整官

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎

011-290-2751

011-290-2752

011-290-2753

011-290-2754

自動車登録手続き等に関する事務

自動車の整備事業の指導監督に関する事務

自動車の検査に関する事務

運送事業の安全対策・自動車の環境対策に関する事務